

平成13年度
特別案件等調査報告書
国際知的財産権コース

平成13年12月

JICA LIBRARY



J1167993[3]

国際協力事業団
大阪国際センター

大阪セ

JR

01-3

LIBRARY

平成13年度
特別案件等調査報告書
国際知的財産権コース

平成13年12月

国際協力事業団
大阪国際センター



1167993【3】

序 文

「国際知的財産権コース」は1990年（平成2年）に開設され、現在までに33カ国112名の研修員を受け入れております。本報告書は、より効果的に研修を実施するべくその研修内容・現状課題に対するニーズを調査し、併せて帰国研修員に対するフォローアップを行う事を目的として中華人民共和国及びフィリピン共和国に平成13年8月12日から23日の期間に派遣した調査団の調査結果をまとめたものです。

中国は2001年末にWTOに加盟し、国際経済に本格的に組み込まれました。これに先立ち2001年7月には特許法が施行され、WTO加盟後の知的財産権の在り方について非常に関心が高まっております。こうした背景の下、中国側援助受入窓口機関である中国科学技術部から、知的財産権保護に関する日中シンポジウム開催の要請があり、本調査団の一環として開催する運びとなりました。日中双方合わせて約90名が出席し、両国の知的財産権の現状と課題について報告・意見交換が行われました。

フィリピン共和国においては、現在WTOのTRIPs協定*の要求する基準を満たすべく法整備を進めている現状にあります。Intellectual Property Office（知的所有権庁、以下IPO）は、同国の知的財産権関連行政を統括しており、慢性的な国家財政難の中にも関わらずIPO職員の増員を行っており、知的財産権を重要視する姿勢が伺えます。またJICAでは日本国特許庁の協力を得てIPOと共にプロジェクト方式技術協力「フィリピン工業所有権近代化プロジェクト」を実施しております。

本報告書が、両国の知的財産権に関する現状・帰国研修員の状況について関係各位の一層のご理解を頂く一助となり、今後の研修コースの改善に資することが出来れば幸いです。

なお、本調査団派遣にあたり、ご協力頂きました帝塚山大学大学院法政策研究科長江口順一氏、財団法人比較法研究センター村岡恵子氏、木下孝彦氏をはじめシンポジウムにご出席下さいました関係各位に改めて謝意を表します。

平成13年11月

大阪国際センター所長
斎藤寛志

*TRIPs協定は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)の略称で、WTO協定付属書1Cとして規定されています。

序文

I. コースの概略（平成13年度実施分）	1
II. 調査団の概要	4
III. 各訪問先における具体的状況（中国編・フィリピン編）	13
中国編	13
フィリピン編	18
IV 専門家所感（IPR コースリーダー江口順一先生）	27
参考文献・サイト リスト	

資料編

- 日中知的財産権シンポジウム講演要旨
- 同シンポジウム出席者リスト
- フィリピン国研修紹介用リーフレット
- 同国研修員選考用アセスメント

1. コース概略

1. コース名

和 文 : 国際知的財産権コース

英 文 : Intellectual Property Rights

2. 定 員 10名

3. コースの背景・目的

(1) 背 景

開発途上国の経済を発展させるには、先進工業諸国からの技術移転により産業の高度化を図るとともに自国の得意とする産業分野での技術、製品輸出の拡大を図ることが不可欠であり、技術貿易振興のための諸施策が各国政府の重要課題と成っている。

一方、今日、世界的にハイテクを中心とした技術貿易の促進には、知的財産権の保護制度の整備、拡充が重要な鍵と成ってきている。従って、今後、技術移転をめぐる不必要な紛争、摩擦を回避し、技術貿易を円滑に推進していくためには、これらの法制度の整備はもとより指導的な役割を果たす専門家の育成が強く望まれているところとなっている。

本コースはこうした背景のもとの実施するもので、国際的に知的財産権保護制度自体が一段と政策の重点課題となってきたことに鑑み、また、さらには研修目的を明確にするために、コース名を平成3年度よりこれまでの「技術貿易コース」から「国際知的財産権コース」へと改称した。

(2) 目 的

本研修コースは、開発途上国において技術移転などに関する政策面で指導的な役割を果たし、かつ知的財産権制度の政策立案、推進の立場にある専門家を対象に、日本における知的財産権制度に関する高度な専門的内容をはじめ、技術移転に関する法律実務を習得させ、知的財産権保護制度などの整備・拡充を通じて技術貿易を推進させる専門家の育成を目的としている。

4. 到達目標

(1) ハイテク技術移転において知的財産権関連の法律問題を取り扱う者に要求される専門知識の修得を目標とする。

(2) ハイテク技術移転を円滑にすすめる上で欠かすことのできない知的財産権制度に関する法律実務と技術移転問題を法律面でサポートする専門的知識の修得を目標とする。

(3) 国際知的財産権の保護のための法律制度構築に従事する上で必要な専門知識を深める。

5. 研修方法

本コースの研修目的を達成するために、大学研究者、弁護士、弁理士等の専門家、企業、団体などの実務関係者からの講義、演習および企業、施設見学などを通じてわが国における知的財産権を保護する制度、法律の概要とその運用、さらには技術移転をはかるための法律実務を修得する。また一部講師によるチューター（個人指導者）制を敷いて専門的知識の理解に便宜を図るとともに、ケーススタディを通じて応用力の涵養に努める。

6. 研修員参加資格要件

- a. 所定の手続により各国政府が推薦する者
- b. 知的財産権に関する立法或いは政策立案を担当する上級行政官、または当該分野において技術的助言をする立場にある上級行政官で3年以上の経験を有する者。
- c. 十分な英会話および英文読解力を有する者
- d. 45歳以下の者
- e. 心身共に健康である者
- f. 軍籍にある者は不可

7. 研修実施体制

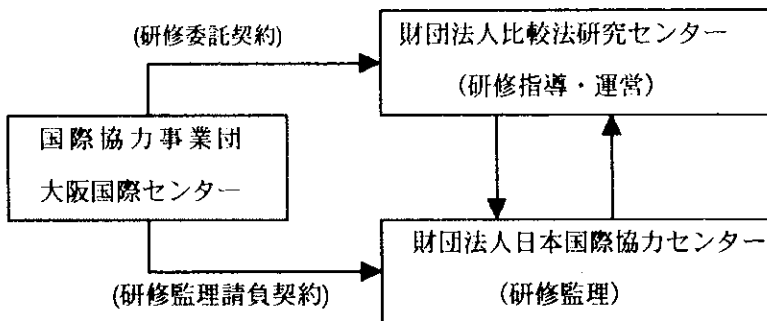
(1) 実施体制概略

国際協力事業団は研修委託契約に基づき、財団法人比較法研究センターに本コースの研修指導・運営を委託する。

また本コースを効果的に運営するために研修監理業務（通訳・同行業務な

ど)を財団法人日本国際協力センターに委託し、研修監理員の配置を行う。

これらの業務の流れは以下のとおりである。



(2) 研修運営機関

a. 研修実施機関

国際協力事業団 大阪国際センター
(OSIC : Osaka International Centre)

b. 研修委託機関

財団法人 比較法研究センター
(KCLC : Kyoto Comparative Law Center)

(財) 比較法研究センターは、昭和 56 年に設立され、産業・経済活動に係る法律を海外へ紹介するとともに、知的財産権をはじめとする内外の法律を中心とした学際的研究を行う法律系の学術研究機関で、特定公益増進法人の認証を受けている。

II. 調査団の概要

1. 派遣目的

- 1) 平成13年度以降の研修コースに関する先方関係機関との実施方針の確認及び意見聴取等
- 2) より効果的かつ継続性のある協力とするべく研修の内容・現状課題に対する研修ニーズ調査
- 3) 平成12年度まで実施された研修コースの帰国研修員のフォローアップ

2. 団員構成

江口 順一	総 括	帝塚山大学大学院法政策研究科々長
村岡 恵子	協力企画	(財)比較法研究センター 研究員(中国)
木下 孝彦	協力企画	(財)比較法研究センター 研究員(フィリピン)
伊藤 季代子	研修計画	国際協力事業団大阪国際センター業務課 職員

3. 調査期間

平成13年8月12日～8月23日

(うち、8月12日～8月18日まで中国、8月19日～8月23日フィリピンでそれぞれ調査を実施) ※日程は次頁

4. 調査日程

日順	月日	曜日	行 程
1	8/12	日 Sun	大阪 1000(JL785)→中国(北京) 1205 Arrive in Beijing
2	13	月 Mon	午前：大使館表敬、JICA 事務所訪問 AM: Courtesy Call to Embassy of Japan, meeting with JICA office 午後：援助受入窓口機関(中国国家科学技術部国際合作司)表敬・科学技術部政策法規与体制改革 司訪問・シンポジウム打ち合わせ PM: Courtesy Call to Ministry of Science and Technology(2 sections), Meeting about Seminar
3	14	火 Tue	国際知的財産権セミナー(詳細日程次頁) The Seminar of Intellectual property Rights
4	15	水 Wen	同上
5	16	木 Thu	同上 午後：帰国研修員インタビュー Interview of ex-participants 科学技術部国際司報告、政策法規与体制改革司報告 Report of Ministry of Science and Technology (2 sections)
6	17	金 Fri	午前：JICA 事務所報告 AM: Report of JICA office 午後：資料整理 PM: Document Arrangement
7	18	土 Sat	北京 0820→香港 1150(KA905) 香港 1305→マニラ 1505(PR319) Arrive in Manila
8	19	日 Sun	資料整理、打合せ Document Arrangement, Staff Meeting
9	20	月 Mon	午前：援助受入窓口機関(国家開発経済庁)表敬、通産省(知的財産局・特許商標技術移転局) 訪問・インタビュー AM: Courtesy Call to NEDA & Department of Trade and Industry(2 section) 午後：JICA 事務所表敬 PM: Meeting with JICA office
10	21	火 Tue	終日：帰国研修員インタビュー Full Day: Interview of ex-participants
11	22	水 Wen	援助受入窓口機関・JICA 事務所報告 Report of NEDA & JICA office
12	23	木 Thu	マニラ 1630→大阪 2120(TG620) Leave manila 1630→Arrive in Osaka 2120

日中知的財産権シンポジウム 日程

8月14日

08:30～ 日中両国主要関係者面談

中国側出席者： 中華人民共和国国家科学技術部副部長 吳 忠澤氏
科学技術部政策法規・体制改革司（局）副司長 朱 伝柏氏
科学技術部政策法規・体制改革司（局）法規・知的財産処（課）
アシスタント調整員 孫 永俊氏

日本側出席者： JICA 中国事務所所長 桜田 幸久
JICA 中国事務所職員 張 潔

財団法人比較法研究センター理事長	北川 善太郎氏
帝塚山大学大学院法政策研究科科長	江口 順一教授
関西大学法学部	村井 正 教授
甲南大学法学部	辰巳 直彦教授
名古屋大学工学部先端技術共同研究センター	渡邊 久士教授
財団法人著作権情報センター著作権研究所所長	阿部 浩二氏
青山特許事務所弁理士	中嶋 隆宣氏
財団法人比較法研究センター主任研究員	村岡 恵子氏
財団法人比較法研究センター研究員	木下 孝彦氏
財団法人国際高等教育研究所研究員	山名 美加氏
大阪府立特許情報センター	久保 浩三氏
JICA 大阪国際センター職員	伊藤 季代子

09:00～シンポジウム開会式

司会：科学技術部政策法規・体制改革司（部）副司長 朱 伝柏氏
挨拶：中華人民共和国国家科学技術部副部長 吳 忠澤氏
JICA 中国事務所所長 桜田 幸久
国際知的財産権コース特別案件等調査団団長帝塚山大学大学院法政策研究
科科長 江口 順一教授
財団法人比較法研究センター理事長 北川 善太郎氏

10:30～セッション1 国家の科学技術革新システム確立と知的財産権政策

司会：財団法人比較法研究センター理事長 北川 善太郎氏

発表者：科技部政策法規及び体制改革部副部長 朱 伝伯氏

テーマ：中国の科学技術に係る新政策について

11:30～11:50 ディスカッション

13:30～セッション2 ハイテク技術の発展及び国際知的財産権保護の新しい動向

司会：上海市人民政府科学技術委員会副主任 張 鰲氏

発表者：甲南大学法学部 辰巳 直彦教授

テーマ：知的財産法の現在—知的財産政策の前提として

14:20～15:10 発表者：帝塚山大学大学院法政策学研究科長 江口 順一教授

テーマ：知的財産法から経済基本法へ

15:30～16:20 発表者：財団法人比較法研究センター理事長 北川 善太郎氏

テーマ：知的財産取引市場としてのコピーマーケット

16:20～17:10 発表者：財団法人国際高等教育研究所研究員 山名 美加氏

テーマ：遺伝情報について

17:10～18:00 発表者：華中科技大学知的財産権学部 朱 雪忠教授

テーマ：遺伝子配列の特許性と遺伝子資源の知的財産権問題

18:00～18:30 ディスカッション

8月15日

08:30～ セッション3 国立機関の技術移転促進に係る法律及び主要な施策

司会：帝塚山大学大学院法政策研究科長 江口 順一教授

発表者：名古屋大学先端技術システム研究科 渡辺 久士教授

テーマ：大学からの技術移転

09:20～10:10 発表者：関西大学法学部 村井 正教授

テーマ：知的財産法と租税法の交錯する若干の問題点

10:10～11:00 発表者：科学技術部政策法規・体制改革司

法規・知的財産権処長 王 漢坡氏

テーマ：国家科学技術計画プロジェクトの知的財産権管理
に係る基本構想について

11:20～11:40 ディスカッション

13:00～ セッション4 知的財産権の司法救済

司会：中国人民大学 劉 春田教授

発表者：（財）著作権情報センター著作権研究所所長

阿部 浩二氏

テーマ：IP分野の立法と司法の進展

発表者：最高人民裁判所民事第三法廷長官 蔣 志培氏

13:50～14:40 テーマ：中国の裁判所における知的財産権の司法救済の進展

14:40～15:00 ディスカッション

15:20～ セッション5 知的財産権の人材養成

司会： 関西大学法学部 村井 正教授

発表者：青山特許事務所弁理士 中嶋 隆宣氏

テーマ：知的財産専門家＝IPスペシャリストの養成

発表者：大阪府立特許情報センター 久保 浩三氏

テーマ：法政策と地方における特許施策の展開について

17:00～17:20 ディスカッション

17:20～ セッション6 ハイテク企業における知的財産権の保護

司会： 北京大学知的財産権研究センター 陳 美章教授

発表者：深セン市華為技術有限公司知的財産権部部长

宋 柳平氏

テーマ：知的財産—現代企業の生存と発展のカギ

18:10～18:30 ディスカッション

8月16日

08:30～ セッション7 中国における知的財産権法律の進展

司会：中国科学院知的財産権研究センター副主任

李 順徳氏

発表者：国務院法制弁公室教育・科学・文化・衛生司部長

史 敏氏

テーマ：『中華人民共和国著作権法』の改定について

09:20～10:10 発表者：国務院法制弁公室教育・科学・文化・衛生司処長

張 耀明氏

テーマ：『中華人民共和国特許法』の改定について

10:30～11:20 発表者：国家工商総局商標局副局長 董 葆霖氏

テーマ：『中華人民共和国商標法』の改定案の紹介

11:20～11:40 ディスカッション

11:40～12:40 閉会式 司会： JICA 中国事務所業務次長 田中 孝次長

挨拶：

財団法人比較法研究センター理事長 北川 善太郎氏

帝塚山大学大学院法政策研究科長 江口 順一教授

中国科学技術部政策法規・体制改革司副司長 朱 伝柏氏

5. 主要面会者（下線部分は、帰国研修員）

中国：

8月13日

10：00～JICA 事務所表敬・シンポジウム打合せ

事務所側出席者：田中宏業務次長、張潔氏

調査団側出席者：江口順一教授、村岡恵子氏、伊藤季代子

11：00～ 駐中日本大使館表敬

大使館側出席者：竹縄佳二一等書記官

調査団側出席者：江口順一教授、村岡恵子氏、田中孝 JICA 中国事務所次長、伊藤季代子

- 今回の調査団の目的、本コースの沿革等を説明
- シンポジウムについての説明
- 中国の知的財産権の現状についての意見交換

14：00～ @科学技術部 シンポジウムに係る打合せ

中国科学技術部側出席者：孫 永儉氏 科学技術部政策法規・体制改革司（部）

法規・知的財産処（課）アシスタント調整員

調査団側出席者：江口順一教授、村岡恵子氏、田中孝次長、伊藤季代子

15：30～ @科学時術部 援助受入窓口表敬訪問

科学技術部側出席者：朱 伝柏氏 科学技術部政策法規・体制改革司（部）副司長

王 漢波氏 同上法規・知的財産権処々長

秦 衛東氏 科学技術部国際合作司 職員

孫 永儉氏 科学技術部政策法規・体制改革司（部）

法規・知的財産処（課）アシスタント調整員

調査団側出席者：江口順一教授、村岡恵子氏、田中孝次長、伊藤季代子

JICA 出席者：岡田 実氏 JICA 日中技術協力コーディネーター専門家

陳 巍氏 JICA 中国事務所所員

8月16日(午後)

14:00～@新大都ホテル(シンポジウム会場)

中国側出席者:

蔣 洪義氏 北京市中盛法律事務所 弁護士 (1994年研修参加 前職: 国務院知的財産 権弁公会議弁公室)

謝 冠斌氏 中国科学技術院学会弁公室 主任 (1996年研修参加 前職: 国務院知的財産権弁公会議弁公室)

楊 濤氏 済南市科学技術局 研究所研究員 (1997年研修参加 前職: 同左)

楊 建成氏 広東省広州市中級人民法院 裁判官 (2000年研修参加 前職: 同左)

調査団側出席者: 江口順一教授、村岡恵子氏、伊藤季代子

16:00～@新大都ホテル(シンポジウム会場) 援助受入窓口機関インタビュー

中国側出席者: 科学技術部政策法規体制改革司知的財産権処々長・王 漢波氏(2000年中
国行政法コース参加研修員)

調査団側出席者: 伊藤季代子

8月17日

10:00～@JICA 中国事務所 事務所報告

JICA 中国事務所側出席者: 田中孝次長、張潔氏

調査団側: 江口順一教授、村岡恵子氏、伊藤季代子

フィリピン:

8月20日

09:30～ @フィリピン特許庁/Intellectual Property Office (以下 IPO) フィリピン工業所有権近代化プロジェクトオフィス 訪問

フィリピン国側出席者: フィリピン工業所有権近代化プロジェクトリーダー 田代茂夫氏

調査団側出席者: 江口順一教授、伊藤季代子、木下孝彦氏、

10:30～ @IPO (研修員所属機関) 表敬訪問

フィリピン国側出席者: IPO Deputy Director General Mr. Ronol M. Dela Cruz 氏

調査団側出席者: 江口順一教授、伊藤季代子、木下孝彦氏(田代茂夫氏)

13:15～ @NEDA (National Economic & Development Authority) 受入窓口機関表敬

フィリピン国側出席者: Editha S. Abergas Scholarship Affairs Secretariat (JICA 研修担当)

Aurora T. Collantes Desk officer Special Committee on Scholarships (SCS)

調査団側出席者：江口順一教授、木下孝彦氏、伊藤季代子

15:00～ @JICA フィリピン事務所 事務所訪問

フィリピン国側出席者：JICA フィリピン事務所 勝又 晋

調査団側出席者：江口順一教授、伊藤季代子、木下孝彦氏

8月21日

10:00～ @JICA フィリピン事務所 帰国研修員インタビュー

面会者：

Rolando B. Saquilabon 氏 (1997年研修参加)

現職： Assistant Director-Documentation, Information and Technology Transfer Bureau, IPO (前職：Chief Patent Examine)

Elizabeth I. Garacia 氏 (1998年研修参加)

現職： Science Research Specialist II, Technology Packaging & Promotion Division, Technology Application and Promotion Institute, Department of Science and Technology (前職：同左)

Carlito A. Reyes 氏 (1999年研修参加)

現職： Information Technology Officer II, IPO (前職：Senior Trade and Industry Development Specialist, IPO)

Ian A. Pangalangan 氏 (2000年研修参加)

現職： Mgr. Government Relations & Litigation, Smart Communications, Inc. (前職：Government Corporate Attorney III, Department of Justice-Office of the Government Corporate Counsel)

中国編

Ⅲ. 各訪問先における具体的状況

—中国—

1. 援助受入窓口機関ヒアリング結果

中国側出席者： 科学技術部 政策・法規体制改革司 法規・知的財産権処処長 王漢坡

研修の中国側政策との関連性について

(知的財産権コースは) 集団研修であるので、一回に一名しか送ることが出来ないのは残念である。(中国の) 中央から研修員を送り出す場合は政策に関わりのある部署から送るように意識している。地方から送る場合には、特に実務に従事する者を送るように心がけている。

ソフト面での研修であるので、にわかに研修効果が出辛い部分があり、中長期的に見る必要がある。現在帰国した研修員が即戦力とならずとも、将来的に効果があると思われるし、人材育成と必要としている我々の知的財産権分野における政策の大きな流れには合致している。

また、日本の政策について学びたい事があり、例えば現行法がどのように制定されたか、その背景にはどのような出来事があったのか、なぜそうなったのか等々についてもっと知識を深めていくべきだと考える。

研修参加と人事評価との関係については、研修が要因の一部となって実際に昇進・昇級・より専門的な仕事に異動したケースはいくつもある。

研修員の人選について

1. 英語の試験を行って決定する
2. 科学技術部の推薦による

帰国後の窓口機関としての研修成果の確認について

研修の成果は認識しているものの、即効性があるとは言えない。現在中国にとって必要な政策に対する助言は、他国のそれと異なり、また他国においても中国との要望は異なっているのは当然のことである。従って、本分野において国別特設のコースで研修を行った方がより効果的ではないか、と考える。

研修効果の普及方法は、帰国研修員にはレポートを必ず提出させ、同じ分野の仕事に従事する職員には回覧し、内容の良いものについては、専門雑誌等に発表する。

他の機関主催の研修との比較について

JICA の行う研修は体系的に整っていて良い。研修のみならず日本文化の紹介、直に日本人の生活の一部に触れることが出来て、それまで持っていた日本に対する認識を改めることも出来た。そういった意味で、専門知識を修得しながら両国間の交流にも、研修は大いに役立っていると考えられる。

GI (ジェネラル・インフォメーション) 等のコース情報について

概ね満足している。半年前に JICA 中国事務所に GI が届けられていれば問題はない。コースの実施期間 (3ヶ月) についても、基本的に満足している。

2. 帰国研修員インタビュー

蔣洪義氏 北京市中盛法律事務所 弁護士 (1994 年研修参加 前職：国務院知的財産権弁公会議弁公室)

謝冠斌氏 中国科学技術院学会弁公室 主任 (1996 年研修参加 前職：国務院知的財産権弁公会議弁公室)

楊 濤氏 済南市科学技術局 研究所研究員 (1997 年研修参加 前職：同左)

楊建成氏 広東省広州市中級人民法院 裁判官 (2000 年研修参加 前職：同左)

今回は 4 名の帰国研修員にインタビューを行い、結果は以下のとおりにまとめることが出来る。

研修は効果的であったか、また現在の仕事に役立っているのか？

- 参加した研修は実に有意義であり、現在の仕事においても非常に役に立っている。
- 研修を受けたことで帰国後の仕事の方向性を見いだす一助となった。
- 知的財産権について包括的・体系的に学ぶことができた。
- 国際的な視野に立って当該分野について見る視点を学んだ。

研修後、研修について報告等を行ったか、行ったのであればどのような形で行ったのか？

- 報告書を作成して提出する。或いはその後に専門雑誌等に投稿する (『科学と法律』等)
- 中国国内で開かれるセミナーに、講師として参加し、JICA 研修で得られた成果を発表する。
- 職場で報告会を開いて発表する。

今後の研修に関する意見

- 現在の中国の知的財産権関連分野に従事するスタッフの当該分野に関する知識のレベルは以前よりも高くなっているため、研修内容講義内容のレベルアップを期待する。
- 幅広く講義を受けることも大事であるが、できれば各トピックスについてより深い講義をしてほしい。
- 三ヶ月間の研修においてほとんど座学であるため、集中力の維持が難しい場合もある。よって、講義形式のバリエーションを増やしてほしい。
- ケーススタディー、企業見学を増やしてほしい。実務面のことを知りたい。
- 日進月歩する知的財産権分野であるゆえに、最新の情報を提供するように心掛けてほしい。
- 事例紹介を増やしてほしい。特に現在関心があるのは、市場経済・競争政策の中での知的財産権の位置づけ、知的財産権法の施行・運用について紹介してほしい。

3. 帰国研修員のアンケート結果（回答者4名）

○研修成果適用度 all 2 most 1 some 2 a little 0

研修員にとっての有益性 Yes 4 No 0 （理由については複数回答有）

その理由としては、昇進（1）、専門性の深化（3）、国際交流（1）、仕事内容の充実（2）、
裁量権の増大（2）

○所属先にとっての有益性 Yes 4 No 0

その理由としては、国際的視野を広げる事ができた（1）、他国の経験を学ぶ事ができた（1）、
有益な情報を得る事が出来た（1）、日本の経験を知る事が出来た（1）

○現在の職務に関して、最も役にたった研修はなにか？

ケース・スタディ、ディスカッション、国際知的財産権、バイオ、医薬品に関する知的財産権について、TRIPs 協定に関する知識

○阻害要因について

不足しているもの・・・資金不足（1）、外国人の専門家の不足（3）、指導者の不足（1）、
管理サポート体制（1）、専門書の不足（2）その他の意見としては、外国の専門家との定期的な意見交換

制約条件・・・・・・・・外国からの影響（2）、管理能力の欠如（1）、経済状況の悪さ（1）

○今後の研修プログラムへの提言

見学、ケーススタディをもっと増やしてほしい。

知的財産分野の変遷が非常に速いので、以前に知的財産権コースに参加した事がある研修員に対する上級コースを創設してほしい。

過去に行われた研修に対して、概ね満足しているとの意見を得ることが出来た。しかし、上記のような（研修のレベルアップといった）要望もあり、改善の余地がまだあると言える。中国の知的財産権分野に対する関心は高く、年々研修員のレベルも確実に向上しており、そのニーズ応える必要はあると考える。本コースは集団研修の為、多様化する開発途上国からの要望に応え、研修のレベルをどの様に設定するか一方的な講義ではなく討論を交える、実務担当者との交流時間を増やす等の工夫を行う事が今後の課題である。

4. 援助受入窓口機関・ JICA 事務所報告（※援助受入窓口機関への報告は、帰国研修員インタビュー時に担当者の方が同席されていたので、割愛しました。）

@JICA 中国事務所

中国での今回の調査報告を行った。帰国研修員へのインタビューにおいて、中国で知的財産権関連の仕事に従事しているスタッフのレベルが以前より格段に高かったことや、科学技術部からの要望に関して報告を行った。中国事務所次長・田中氏からは、現在の中国における知的財産権によせる関心の高さ、中国の現状について話があった。

5. 今後の課題【派遣専門家 村岡恵子氏（財団法人比較法研究センター）】

国際知的財産権コースは特許庁や文化庁の行う「特許」や「著作権」だけに特化した研修コースとは異なり、関連分野を含めた知的財産権全般を包括的にカバーするコースという位置付けがなされている。カリキュラム構成も特許法・商標法・実用新案法・意匠法などの工業所有権法、著作隣接権を含む著作権法、コンピュータ・ソフトウェアの保護、集積回路の回路配置保護、関連諸法の不正競争防止法、地理的表示、独占禁止法、種苗法、関税定率法、それに関連する国際条約なども講義では扱っており、知的財産権の入門コースとして実施している。このような広い範囲の知的財産権を、学者、実務家、企業人、行政官などからなる講師陣でいろいろな角度から偏らない観点で扱おうとするもので、このようなコースはユニークであるといえる。参加者は毎年平均10カ国10名のさまざまな途上国の研修員からなる混成チームである。国によって事情が異なり、法整備が非常に進んでいる国からの研修員と、全くこれから整備する国からの研修員が混在する。派遣国の経済レベルや法整備の度合い、法制度自体に差もある。またさらに、これらの研修員は担当分野については専門家であるが、それ以外の分野に関しては専門家でなく、あまり知識がない場合も多い。

WTO 設立以降、加盟国には TRIPs 協定の規定に合わせた法整備が要求され、コース開始当初とは各国の事情も研修員の質も変化してきた。参加研修員の中には WIPO などの国際機関での知的財産権の研修コースで研修したという経験のあるものも少なくなく、知的財産権に関する知識量はコース開始当初とは全く異なる。特に急速に経済発展をとげ国際化が目覚ましい中国からは、基礎知識を十分に持った専門家を知的財産権コースの研修員として派遣してきている。

このようなレベルの異なる研修員のそれぞれの要望をどのように汲み取りコース内容に反映するか、実施側として苦心を重ねてきた。一解決策として、一国に特化した研修コースを行うという方法も考えられる。しかし、これまでの国際知的財産権コースのように、事情の異なる複数の国からの知的財産権ではあるが専門分野異なる研修員と共に研修をすることは、どの研修員にとってもめったにない貴重な機会である。知的財産権のグローバル・ルールを考える上で、一国特化の方法で学ぶ以上に国際的視野が養成され、中長期的に考えると、こういった方法による研修効果は一国特化の方法よりもさらに大きいと思われる。中国は社会主義国家として、法治主義が十分にとられておらず、中国独自の道歩んでいることは上述したが、中国の研修員が集団コースで各国の異なる考え方に触れたうえで、自国の知的財産権の有り方を探ることは、世界の孤児にならないためにも非常に貴重な機会であると考えられる。

<最後に>

集団コースでの研修内容のレベルを高めるためにどの方法がいいかは難しい問題である。どのような研修員構成であろうとも、最新最高の情報を伝えなければならないことは確かである。「技術革新および日中知的財産権シンポジウム」では、報告者は日本を代表する第一線級の研究者や実務家であって、報告は日本の知的財産権の最新の情報や考え方を紹介する最高レベルのものであった。国際知的財産権コースとの関係では、そのうちの6名が研修コースの講師でもあり（江口教授、北川教授、村井教授、辰巳教授、中嶋弁理士、山名研究員）、同コースの研修員は今回のシンポジウムの報告と同内容の高度な講義を受けていることになる。コース内容のレベルは徐々に上がっているが、今回の中国帰国研修員の要望にある様に、今後は入り口としての入門コースであるだけでなく、更にいくつかの重要トピックスを選びさらに深く扱う事を検討していきたい。また、現場研修で実情を見せ、グループ別のチュート方式で各国の質問に答え、ケース・スタディを増やすなどの方法で今回のヒアリングで出された研修員の要望の解決をはかっていくことを考えている。

フィリピン編

ーフィリピンー

1. 援助受入窓口機関ヒアリング結果

@NEDA (National Economic & Development Authority)

面会者 : Editha S. Abergas Scholarship Affairs Secretariat (JICA 研修担当)

Aurora T. Collantes

Desk officer Special Committee on Scholarships (以下 SCS*)

(*SCS は、援助受入窓口として、各国に対してそれぞれ専属的に担当する職員がいる。)

調査団側出席者 : 江口順一教授、伊藤季代子、木下孝彦

研修の中国側政策との関連性について

(知的財産権コースは) 基本的にフィリピンの中期開発計画において、特に工業と貿易の分野に関して、有用であると考えます。

研修員の人選について

選考の手順は各部署からの推薦 (公募するものではない)。次に、NEDA では次の二つのステップで選定を行うというものであり、Assessment Sheet (別添資料参照) を用いて

Documentary Assessment by the Program Officer (60 ポイント)

Personal Interview by the SCS Screening Panel (40 ポイント)

合計 100 ポイントで 75 ポイント以上が合格ラインとしている。それ以下の場合は、それぞれの省庁に対して不適任である旨を伝え、再申請を受け付けることになる。合格したのうち集団コースの場合は 2 名程度を JICA フィリピン事務所へフィリピンからの候補者として申請手続きが行われる。

帰国後の窓口機関としての研修成果の確認について

帰国研修員は、Post-training Report を帰国後 60 日以内に、NEDA および研修員所属機関の上司に提出することを義務付けている。エコーセミナーを開催することもあり、以上の形で研修成果の確認を行っている。

他の機関主催の研修との比較について

KOICA が実施している IP 関連の研修を受けている。それぞれの機関においてそれぞれの特徴があり、JICA の研修は体系的に組み立てられていると考える。

GI (ジェネラル・インフォメーション) 等のコース情報について

1) 海外における研修や Scholarship のすべての窓口は NEDA である。JICA 研修の場合、まず日本国から JICA フィリピン事務所を通して、GI が NEDA に送られる。

次に NEDA は、独自では研修内容についての専門的知識がないために Secretary staff や SCS のスタッフと相談して、適切であると思われる省庁に対して JICA からきた GI を流すことになる。GI を送った後に申請を受け付けるが、本国際知的財産権コースの申請に関しては、特に IPO に限定しているわけではなく、これまでフィリピン大学や DOST からのもも受け付けている。

2) GI の接到時期について

NEDA によると、例えば、DOST(Department of Science and Technology)の中で JICA 研修の情報を伝達する場合には、各地域にオフィスがあるため 1 ヶ月程度の時間がかかることを理解して、十分な余裕を持って GI を送ってもらいたいとの要請があった。この要請に対し、研修開始の 6 ヶ月前までに GI を送るようにすることを申し上げたところ、半年前であれば、十分余裕が持てるとの返答を頂いた。

現行状況における問題点・改善点について

研修員を IPO のみからではなく、他の機関からも送り出したい。確かに IPO は当該コースに最も相応しい機関であるが、他の機関でも知的財産権に関係する職員がいるので、機会を平等に与えるべきであり、例えば最終的に JICA に提出する候補者 2 名のうち、1 名は IPO から、もう 1 名を他の機関から送り出す、よって JICA で研修員の選定を行うときもこの点について留意していただきたい。

2. 帰国研修員所属機関訪問

IPO Deputy Director General Mr. Ronol M. Dela Cruz 氏 表敬

1. 研修について

研修は有益であり、知的財産分野について幅広い知識を得られていると考える。

帰国研修員は現在昇進している職員もいるが、研修はその理由の一つである。

研修員所属機関としても、研修は有益であったと考える。

・要望としては、カリキュラムにケーススタディを増やしてほしい。

研修員選定について

まずはドキュメントビューローに文書が届き、各部署に配布される。各部署の長は、研修に相応しい人員を選定する。職員が自らアプライする形は取っていない。

研修に対する要望・改善点について

概して満足しており、特に問題はない。ただ先だって述べた様に、ケーススタディをもっと増やしてほしい。職員は現場で働いているときに色々な問題に当たるのでそれを想定した研修をしてほしい。

IPO が重視していることについて

IPO で重視しているのは、バランスの問題である。すべての分野においてバランス良く人材が配置されることが大切であり、全体的なレベルアップが必要である。

その他

現在マニラでは知的所有権を専門とする法律家（弁護士）は大きな法律事務所には居るが、これからもっと人員が増加すると考える。

3. 帰国研修員所属機関のアンケート結果

(TAPI、IPO (4 部署) から)

○研修員の選定にあたって、試験等を行うか？

Yes 1 (TAPI) No 4 具体的な試験内容は、研修実施国の提示する資格要件によって変わる (TAPI)

○研修コースの実施期間について ちょうどよい 5 長い 0 短い 0

○研修参加に関する資格要件 ちょうどよい 5 要件が厳しい 0 要件が緩い 0

○OGIについて ちょうどよい 5 不明確 0 細かすぎる 0

○帰国研修員が研修成果を発表するシステムはあるか？

Yes 5 No 0 その形式としては、レポート提出 (帰国研修員全員) セミナー開催 5

○研修を受けたことは、帰国研修員の昇進等に影響しますか？

A Lot 1 (TAPI) 国際的な研修・会議に参加する事は、昇進にとって大きなインパクトがある。

Somewhat 3

No 1

○研修は貴機関にとって有益であるか？

Very Much 5 Somewhat 0 No 0

4. 帰国研修員インタビュー

10:00～ @JICA フィリピン事務所

Rolando B. Saquilabon 氏 (1997 年研修参加)

現職: Assistant Director-Documents, Information and Technology Transfer Bureau, IPO (前職: Chief Patent Examiner)

Elizabeth I. Garacia 氏 (1998 年研修参加)

現職： Science Research Specialist II, Technology Packaging & Promotion Division, Technology Application and Promotion Institute, Department of Science and Technology (前職：同左)

Carlito A. Reyes 氏 (1999 年研修参加)

現職： Information Technology Officer II, IPO (前職：Senior Trade and Industry Development Specialist, IPO)

Ian A. Pangalangan 氏 (2000 年研修参加)

現職： Mgr. Government Relations & Litigation, Smart Communications, Inc. (前職：Government Corporate Attorney III, Department of Justice-Office of the Government Corporate Counsel)

<Small Inventors の訪問について>

JICA 研修内容については、全員有意義であったとの認識であったが、今後の課題として企業訪問の際にトヨタや松下電器産業のような大企業を訪問するのではなく、フィリピンの産業状況は中小企業が中心であるので、それらの企業や小規模の発明者(社)の訪問と討論が意義がある、との意見があった。これに対して(木下孝彦氏から)、国際知的財産権コースは知的財産の理論と実務に焦点を当てており、日本国の知的財産部や政策を学ぶ場合どうしてもそれらを整備している大企業にならざるを得ない旨を説明した。

<General Information 送付について>

GI はおおむね適時に研修員に連絡されているようであったが、DOJ(Department of Justice)の場合や DOST(Department of Science and Technology)の下部機関から研修に参加した者については、段階的に情報が伝達されるためかなりの時間がかかり NESA の最終ヒアリングから研修への出国まであまり日がなかったということもあった。そのため、研修員から JICA の web site でこれらの GI の情報を提供すればこのようなタイムロスはなくなるのでは、との意見があったが、フィリピン政府のアセスメントプロセスは、NEDA が窓口となっている関係上、NEDA を飛び越えて JICA が直接やりとりするのは無理だと思われる。研修に関する情報は JICA からであったも NEDA を通して伝達されるものと理解している。そのため、フィリピン内での迅速な情報伝達を行うならば NEDA の web site でもって研修に関する情報の提供を行うのが適当であると考えられる。

<Distance Learning について>

研修員から、JICA 研修に参加した者を対象として「Pool of Experts」を作ればどうかという提案があった。これは、JICA 研修者が異なる省庁や部署から参加しており、研修員間におけるリソースや情報それに知識の共有や交換などが行われていないことから、このような専門家サークルを作る必要性が伝えられた。これに関連して、Distance Learning についても提案がされた。JICA 側から、時期は未定であるが GI (General Information) とテキストについては大阪国際センターの web site で提供することを計画している旨や、ASEAN 国間とのネットワーク接続について説明があった（フィリピン事務所 勝又職員より）。しかし、Distance Learning を行うには、単に情報を web site にアップロードするだけではなく、それらの情報をどのように学習・教育目的のために利用するのか、という視点からの検討が必要になるのは言うまでもない。

要は、日本国で実施した知的財産権コースをどのようにフォローアップしてゆくか、過去の研修員に対してどのようにアップデートな情報やテキストを資料した学習・教育を行うか、これから研修に参加する者に対して、どのような事前学習を行うか、等が重要なポイントとなるものと考えられる。また、Distance Learning のためには単に情報のアップロードだけではなく、学習・教育のためのプログラムの開発も含めて検討が必要となるし、コンテンツについては、著作権等の権利処理の問題も関連することになる。

<Technology Transfer について>

Technology Transfer について、フィリピンでは次の 3 つの機関が関与する。

- (1) Department of the Science and Technology (DOST)
- (2) Intellectual Property Office (IPO)
- (3) Department of Trade and Industry (DTI)

今回ヒアリングした研修員は上記の(1)ないし(2)の機関から来ており(3)の機関からは参加していない。そのため、主に上記(1)(2)の機関における Technology Transfer を扱う部署の役割分担について明確化するために質問と議論を行った。

まず、概要であるが、

1. Department of the Science and Technology (以下 DOST とする。)においては、その下部機関として Technology Application and Promotion Institute (TAPI) があり technology transfer についての業務を行っている。
2. Intellectual Property Office (IPO)においては、下部機関として Documentation, Information and Technology Transfer Bureau (DITTB) が存在し、その下に

Technology Transfer Division を設置している。さらに、

3. Department of Trade and Industry (DTI)においては、下部機関として Board of Investment (BOI)を設置し海外からの Technology Transfer を取り扱っている。

<帰国後、研修についてのフィードバックについて>

必ずレポートを NEDA と所属部署の上司に提出し、エコー・セミナーを開くこともある。セミナー対象は同じ分野の仕事をする職員を対象とする。また日常の業務においてもその場その場で話し合ったりすることもある。

<手続き面で改善について>

- ・事前情報については、特に問題はない。ただし、研修に対して立候補するのではなく、上司から指名される形なので書類の準備等が締め切り直前になることがしばしばある。
- ・帰国後他の研修員との連絡・新しい情報を提供してほしい

所感：全体的に研修についての評価は良好であり、今後のコース運営については実務に携わっている点を考慮してケーススタディをもっと増やしてほしいとの意見があった。

5. 帰国研修員のアンケート結果（回答者 5 名）

○研修成果適用度 all 2 most 3 some 0 a little 0

○ 研修員にとっての有益性 Yes 5 No 0 （理由については複数回答有）

その理由としては、昇進（2）、専門性の深化（2）、他国研修員との交流（2）、仕事内容の充実（2）、裁量権の増大（3）日本の経験（1）

○所属先にとっての有益性 Yes 4 No 0

その理由としては、

- ・研修内容が最新であり、講義内容がバランスよく配分されてるよう考慮されていた。
- ・個人の能力向上と人材育成の点で有益であった。
- ・現在の日本の抱える IRP の課題について知ることが出来た。
- ・研修内容は、IPO の現在行っている仕事のすべてに有益である。

○ 現在の職務に関して、最も役にたった研修はなにか？（複数回答）

すべてが有益である（1）、IPR と技術移転について（1）、研修旅行で日本企業の IPR 関連部署を訪問できたこと（1）、フィリピンの並行輸入に関する議論（1）、デジタル技術に関する著作権について（1）、情報技術と法律について（1）

○ 現在の仕事で抱える問題点・阻害要因・制約条件について（複数回答）

不足しているもの・・・資金不足（2）、外国人の専門家の不足（2）、技術移転部門の不足（1）、専門書の不足（4）

制約条件・・・・・・・・・・経済状況の悪さ（2）、適当な研修が無いこと（3）

詳細として、財政難によって現在の仕事を遂行するのに十分な資金が得られない。

○ 今後の研修プログラムへの提言

・コースで学んだ事を適用するために、さらに多くの現実に即したケーススタディーや演習が必要。

・特許・商標登録・著作権の各分野にそれぞれ研修コースを分けるべきである。

・1996年の研修では研修員を特許・商標登録・著作権関連と技術移転関連の二つのグループに分けられたが、グループに分けるべきではなくすべての研修員に IP 分野全体について研修を行うべきである。

・新しい、緊急を要する課題について討論すべきである。

研修に対しては、概ね満足している、帰国研修員が現在行っている仕事に役に立っているようだ。現在フィリピンにおいても知的財産権問題については重視しており、特別会計を組んで対応しており、また JICA では IPO に対して工業所有権近代化プロジェクトを組んで長期的な援助を行っている。こうした事を鑑みるに、IPR 研修コースは、有益であったと言えると思う。

6. 対フィリピン工業所有権近代化プロジェクト（JICA プロジェクト）

フィリピン国側出席者：フィリピン工業所有権近代化プロジェクトリーダー 田代茂夫氏

（1）概況説明

まず、現在行われているフィリピン知的所有権庁（IPO）に対するプロジェクト方式技術協力の概要について説明が行われた。

概要として、「比」国 IPO に対して意匠出願・実用新案・特許の事務処理に関する技術協力であり、本年度フェーズ2を迎える。現在は IPO 内の LAN 構築を終えて、将来

的には外部からのアクセス・検索を可能にしたいとの考え。

また、抱えている問題点としては、協力相手となるカウンターパートが現在ある実際業務を行うと同時にプロジェクト技術移転に関わり負担が大きいところにある。現在 IPO の人員はプロジェクト開始された時点（1999 年）から比べると 2～3 倍増となっているが、人員不足は完全に解消されたとはいえない。しかし IPO に関して「比」国は特別予算を組んでおり、この点からも知的財産権分野に対する関心の高さが伺うことができる。

(2) 人材の育成に関して

1999（平成 11 年）、2000（平成 12）年にカウンターパート研修員を送っており、2000 年（平成 13 年）度も 11 月にカウンターパートを送る予定である。（研修実施は東京国際研修センター）。

(3) フィリピンの知的財産権に関する現状について

フィリピンは現在 WTO に加盟しているので、当該分野においては TRIPs 協定が要求する基準を満たすべく法整備を進めている。TRIPs 協定が途上国に対するレビューを行ったが、フィリピンが現在基準をクリアしたかどうかについては、不明。総じて、基準を満たそうとする姿勢は積極的である。

7. 援助受入窓口機関および JICA 事務所報告

NEDA 面会者：Editha S. Abergas Scholarship Affairs Secretariat（JICA 研修担当）

Aurora T. Collantes Desk officer Special Committee on Scholarships（SCS）

1. 帰国研修員へのインタビュー結果を報告

基本的にコースへの評価は高く、また今後のコースへの意見を頂いた詳細内容を報告。また帰国研修員の応募に関する問題点があること（詳細は前頁）を報告。

2. GI について NEDA からの要請（上記 GI 等に関連して）

IPR コースのみながら他の集団コース・国別特設コースについても言えることだが、GI が NEDA に届くのが時折遅くなることもあり、よって現地での選抜等についても遅れが出てしまう。各機関の応募の流れもそれぞれあって一概に言えることではないのだが、GI が期限通りに届くようにしてほしい。

これに対して、現在大阪国際センターでは、GI の作成・研修実施機関とのやりとりをデータで行うようにして、時間の短縮を図っている。またデータでの修正が終わった段階で、速やかに割り当てに該当する在外事務所へデータで送るように努めている

旨を説明。NEDA からは、在外事務所に送ると同時に NEDA へも送る様にとの要請があった。かかる点については、在外事務所と協議し、情報を共有すると共に、在外事務所の了承を得て NEDA に発送する或いは事務所担当者より転送してもらう形を取るのがいいのではないかと考える。

JICA フィリピン事務所

面会者：JICA フィリピン事務所長 小野 英男、同職員 勝又 晋

今回のフィリピンでの調査について報告を行った。主に、上述した研修員や NEDA からの要望について報告した。フィリピン事務所所長からは、フィリピンにおける法の施行の困難さや ASEAN 諸国との関係の重要性について話しがあった。また、GI の配布については、advanced information として資格要件についても従来の GI に先んじて NEDA に送付することへの理解を得た（場合によっては前年度のカリキュラムを参考として送る）。同様に電子データの利用についても積極的であった。さらに、今後の展開として、日本国内の研修に加え、フィリピン国内での専門家養成のための研修・活動について意見交換を行った。

団長所感

国際知的財産権コースリーダー・帝塚山大学大学院法政策学科長 江口 順一

はじめに—JICA 研修コースの意義

JICA の国際知的財産権コースは既に12年にわたる実績を重ねて今日に至っている。現代世界における国際的な知的財産権研修コースのプロジェクトとして、そこには、極めて明確な国際協力の構造と研修計画としての特色が見出される。

国際知的財産権コースの過去10年を振り返ってみると、当初における研修のキー・コンセプトは、技術移転 (Transfer of technology) の促進の為に国際協力の趣旨が強く意識されてきた。しかし、先進国・開発途上国を問わず、その後における世界各国のこの分野における法制の発展は、JICA のこの分野における役割の変遷をも、もたらすことになっている。JICA の IPR 研修プログラムを通じて、先発国から後発国への技術移転法制テクニックの習得に止まらず、このプログラムは IPR—Intellectual Property Rights 分野における60億人のための、グローバル・ルールづくりへの貢献という新しいファクターを付け加えることになったといえよう。昨今の研修計画の進展の中では、各国からの研修員が近未来の世界的な知的財産保護法制の構築について「共通の言語とコンセプト」で語る場面が増えてきているのである。

知的財産法制に関するこの種の研修計画について、既存のさまざまな他の企画と比較してみると、JICA による研修コースの特色ともいえるべきものが浮かび上がってくる。JICA 研修コースは、①国際基準に則った未来型カリキュラムであり、グローバル・スタンダードを踏まえた「広義の IPR 概念」によって構成されていること、②研修員の滞在期間中、座学と共にこの分野における弁護士・弁理士・官庁・企業等の実務へのプログラムも積極的に取り組まれていて、理論と実務とのバランスが図られていること、③3ヶ月にも及び集中的コースとして設定されていることなど、注目すべき特色を有する研修計画となっている。このことが JICA の IPR コースを国際協力事業として目を抜いている実績を上げることに至っている理由であり、特許庁による研修計画と比較しても国連の機関たる世界知的財産権機関 (WIPO) による開発途上国研修に匹敵するものであるといえよう。

国際的な知的財産保護法制は、歴史的には、人類にとって最も古い条約の一つともいえるパリ条約 (工業所有権保護同盟条約) やベルヌ条約 (文学的及び美術的著作物の保護に関する条約) から始まっているが、このようなパリ・ベルヌ条約体制は1967年にストックホルムにおいて締結された世界知的所有権機関 (WIPO) 設立条約によって全般にわたる国際的な「知的所有権」の保護法制の確立への道を開くことになった。他方、GATT (関税と貿易に関する一般協定) のウルグアイ・ラウンドの成果として登場した1994

年12月の世界貿易機関（WTO）を設立するマラケシュ協定の「附属書1C」の TRIPs 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）によって成立した新しい世界知的財産権の保護システムはますます「グローバル・マーケット」における知的財産権の共通ルールへの方向性を強めることになっている。

このような地球規模の発展を背景として、昨今の JICA における国際知的財産権研修は、IPR 保護のための共通基準のグローバル化に向けて、開発途上国における法制度の整備がスピーディーに進展して、「政策から実務へ」の色彩が顕著に見られるようになっているのであるが、それと共に、開発途上国の立場から21世紀への公正な貿易ルールの確立に向けての先進国からの声ではない声も聞こえてくることも留意しないといけないであろう。今や知的財産権保護の国際的調和のためには、21世紀型の新たな連帯に向けて人類の歩みを進めなければならない岐路に差し掛かっていると見えよう。

国際知的財産権シンポジウム（@中国・北京）に関する所感

後記に詳述されているように、今回は中国政府の科学技術部、国家外国専門家局と日本側の専門家によるきわめて本格的かつ専門的な長期にわたるシンポジウムが開催されたことは、注目に値する成果である。「モノからソフトへの時代」といわれているように、今や JICA の途上国援助に占めるソフトの面の重要性が高まっていることは明らかであるが今回の北京でのシンポジウムにおける中国側のプレゼンテーションの標題のリストを見ても明らかのように、WTO 加盟を目前にしている中国の技術開発政策への思い入れとモデルとしての日本の法制度研究への熱意は、驚くべきものが感知された。当時、広東におけるかなり大規模な米国専門家との同種のシンポジウム開催が話題になっていたが、連日及ぶ北京シンポジウムにおける中国側出席者の発言を聞く限りでは、先進国型法制を完備したと考えられてる日本の知的財産権法全体に対する探究の熱気は凄まじいとさえ言えるものであった。シンポジウムにおける多くの報告から明らかになったように、中国の知的財産法の分野における法制の整備は既に大部分において完成の域に達しており、問題は法の執行体制（エンフォースメント）の部分にあるのではないかとということが想像せられる。その意味では、少なくとも法制の整備という点では、もはや中国は途上国ではなくなっているようにも見える。しかし、私は調査団長としては今後の問題点としていくつかの課題を指摘しておきたいと思う。第一は、今回のシンポジウムでは主として科学技術政策の推進に伴う技術法制に焦点が置かれているが、現代の知的財産権法制の展開は技術開発政策を指向するものに限られるものではないことは言うまでもなく、さらに、そのような領域においても多種多様な技術革新による新しい知的財産権の誕生に対応する法制の整備が必要となることを忘れてはならない。トレード・シークレット保護法を含めて未だこの点の

問題意識が充分には理解できなかった。第二に、今回のシンポジウムでは、主催者側の事情にもあると思われるが、知的財産法制のもう一つの重要な課題である商標・サービスマーク等の保護法への言及がほとんど行われなかったことである。周知のように、中国市場におけるいわゆる不正商品問題（Counterfeit goods）、海賊版問題（Commercial piracy）はきわめて憂慮すべき法律問題であり、この点を避けたかに見えるような印象はまことに残念である。なお中国に置いては、不正競争防止法についてはまだ行政規制の域を出ないかに見られるが、これも今後の課題としては検討を要する問題であろう。第三に、中国の目指している社会主義市場経済システムを前提としても、市場経済体制における競争政策の法の整備は知的財産権保護法制との関連でも不可欠な課題となるであろう。近い将来における独占禁止法制や消費者保護法制の整備も市場経済システムを導入する前提としての経済基本法として避けられない道なりであろうと思われる。第四に、制度と運用という言葉の表現があるが、中国においては、中央政府の法制整備への熱意にもかかわらず、法の運用面では未解決の課題が山積していることを多くの参加者から聞かされたことは意外であった。特に、法の執行のための組織的な問題点や沿海都市と内陸部との格差について中国の専門家からも指摘されたことは印象に残っている。専門家による、中国には二つのマーケットが存在し、知的財産法を遵守する第一級マーケットと盗用品でも安価に購入しうることによりメリットがあるが、消費者の保護も不十分な第二級マーケットの二重構造の存在についての指摘にはきわめて大きな衝撃を受けた。

中国帰国研修員インタビューについての所感

多くの知己に再会したが、来日当時には中国政府の要職にあって知的財産関連分野の官僚としての専門職に就いていた研修員のほとんどが、既に官職を去り別個の分野で研修の成果を活用していることを知り、中国社会の発展と流動性を印象深く理解するに至った。すべての帰国研修員が、民衆レベルにおける知的財産権教育の重要性について強調したこともきわめて印象深い。

なお、前回（1995年）訪問と比較して、中国政府の各部署における要人との会談の機会がほとんどなかったこと、日本大使館における粗雑な対応については誠に残念であった。

フィリピン知的財産権法制事情についての所感

フィリピンにおける知的財産法制の整備は、日本国からの ODA を中心として主要な部分で JICA ベースの支援がきわめて大きいことに強い印象を持った。特にフィリピンの IPO（Intellectual Property Office）の運営には、日本特許庁からの指導者が当たっている事、急激な勢いで特許・商標等実務のコンピューター化が進行していることに感銘を受けた。実

体法の面では、フィリピンが近年、総合的な知的財産法典を立法化して国際基準から見てもきわめて完備された法典化を実現していることに驚きを禁じ得なかった。しかし、「Heaven for intellectual pirates」という表現があるように（フィリピン最高裁判決）、未だにマニラ市街には堂々と偽ブランド品マーケットが散見されると共に、他方では、最先端の産業分野たる電信電話業界においてきわめて進んだ著作権管理システムの存在を説明され、その格差と二重構造の現実に対しては非常に複雑な心境にならざるをえなかった。

なお、詳述は省くが、フィリピンの法系的伝統からいえば知的財産法制の分野でもアメリカ・コモンローの影響が少なくなく、フィリピンの弁護士の発言には、法理論として日本の段階よりも進歩的な部分もあることを知り参考になった。

フィリピン帰国研修員インタビューについての所感

多数の帰国研修員とのインタビューは、きわめて活発に終始して有益であった。かなりの者が既に政府の要職において活躍しており（例えば、既述の知的財産庁）企業に転職した者も当該企業の知的財産部門の専門家として処遇されており、JICAにおける研修の成果を率直に述べていることが印象に残った。なお、帰国研修員の中には、知的財産法の高度化、複雑化に伴って再度の日本における上級クラスの研修が必要性的について強く希望する者が見られた（この点は中国についても同様の趣旨を聞かされた）。終わりに、専門通訳の充実についてきわめて厳しい批判があり（中国）、遺憾に思った。

添付資料

A Primer on the Foreign Scholarships and Training Program

Scholarship affairs Secretariat, National Economic And Development Authority

SCHOLARSHIP SCREENING COMMITTEE ASSESSMENT SHEET

入手資料

Intellectual Property Code of The Philippines Republic Act No.8293 (冊子)

参考資料等

<http://www.cpo.cn.net/zhuue2.htm> 中国国家知的産権局 (SIPO) サイト

<http://www.ipophilippines.gov.ph/> フィリピン Intellectual Property Office サイト

<http://www.wto.org/> 世界貿易機関 サイト

<http://www.jpo.go.jp/> 日本特許庁 サイト

資料編

日中知的財産シンポジウム講演要旨

附属資料：シンポジウム出席者名簿

シンポジウムにおける各発表者発表内容要約（講演要旨）

江口順一先生 テーマ：知的財産法から経済基本法へ」

1. IPR=Intellectual Property Rights 保護の国際的フレームワーク
 - WTO/TRIPs 協定=Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）の意味
 - WIPO（世界知的所有権機関）設立条約第2条8項の定義
 - 工業集権保護同盟条約第1条2項の読み方
 - “新しい知的所有権の誕生”への対応

2. 市場経済システムにおける『経済基本法』の体系モデル
 - 「フェアプレイ」のルール → 不正競争防止法
 - 「経済民主主義」のルール → 知的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律
 - 「消費者の権利」のルール → 消費者保護基本法
 - 知的所有権法から競争政策法へ

3. 国際比較からみた日本型システム改革への展望
 - “市場行動基準法”への方向：現代型経済倫理の法ルール化
 - 『消費者重視』型経済法への方向：消費者主権回復の法ルール化
 - 独占禁止政策の強化への方向：「公正かつ自由な競争」のルールの民衆化おわりに： 知的所有権制度は誰のためにあるか？

朱 忠雪氏 テーマ：遺伝資源と知的財産権

- TRIPs 協定と生物多様性公約について
- 生物多様性公約で提示された途上国で確立された技術競争が、さらに TRIPs 協定を通じて執行できると認識した。TRIPs 協定の執行は途上国の過去採択しなかった有力な知的財産権制度と政策が、TRIPs 協定を通じて執行可能となれば、この分野において重大な技術移転が行われるという認識であった。
- 発展途上国、特にインドとメキシコが TRIPs 協定の改正によって途上国が享有する遺伝資源に関する知的財産権の規定を増設することを要求している。アメリカは TRIPs 協定に関して積極的であるが、生物多様性公約には加盟していない。アメリカは公約では、有効的に技術所有者の保護を行うことができないと主張している。公約の規定は知的財産権と生物の多様性の保護・維持利用と背反するものであるが、各国は知的財産権保護と公約の積極的な目標実現の融合をすべきである。

山名美加氏 テーマ：遺伝情報と特許－財産的情報の保護に関わる考察－

1. 遺伝情報解析の意義

(1) 「ヒトゲノム計画」のほぼ完了宣言

日米欧の国際共同チーム（2000年6月26日）、解析分担率 米国67%、英国23%、日本6%、中国1%）

(2) ヒトゲノムの解読の意義

人類を悩まし続けてきた多くの疾病の原因解明の大きな手がかり
発病以前の遺伝子診断と予防、病気の早期発見、発病や老化プロセスの解明は、
人類が個々の遺伝情報に基づき、相応しい健康管理や治療、医薬品（テーラーメイド医薬）を受けられることを可能にする。

2. 遺伝情報の解析をめぐる問題

(1) ゲノムの解析による遺伝子レベルでの差別、個々人の遺伝情報に絡むプライバシー問題、遺伝子関連発明に特許を付与すること自体に対する根強い反発（科学界の一部、宗教界、NGO（非政府組織）、発展途上国）

(2) 急増する遺伝子関連発明の特許出願に対して、いかに審査基準の国際的調和を図るのか

3. 遺伝子関連発明の審査基準をめぐる

(1) 米国では、遺伝子の断片の解析にしか過ぎず、「機能」や「有用性」が明確でないEST (Expressed Sequence Tags)にまで特許権が付与。（1998年10月）

(2) 日米欧特許庁の審査基準をめぐる合意

1999年6月「バイオテクノロジー特許審査における比較研究（DNA断片の特許性）」

(<http://www.jpo-miti.go.jp/saikin/tws/sr-3-b3b.htm>)

機能や特定の明瞭な有用性の示唆のないDNA断片は、特許を受けられる発明ではない。（日米欧）

たとえば、特別の病気の診断薬としての使用など、特別の有用性が開示されたDNA断片は、他の拒絶の理由が存在しない限り特許可能性な発明である。（日米欧）

用方法で得られ、機能が知られたタンパク質をコードするDNAと相同性が高いことに基づいて、ある構造遺伝子の一部であると推測されたDNA断片には、特許が付与されない。（日欧）

また、このようなDNA断片は、明瞭な有用性に関する記載ない場合には、特許が付与されない。（米）

DNA断片が同じ起源に由来しているというのみでは、発明の単一性の要求は満たし

ていない。(日米欧)

(3) 沖縄サミットでの議論(2000年7月)

審査基準の統一についての議論はなされたものの、「国際的に特許基準の調和を図るべきだ」との認識で一致したにとどまり、具体的な合意には至らず。

4. 遺伝情報の所有をめぐる新たな問題

遺伝子の採取と特許化

- ・合意を得てのサンプル採取に基づく国家的プロジェクト(例 アイスランド、トンガ)
- ・少数先住民のゲノムサンプルを無断で採取し、それに基づいた発明の特許出願する

領域内の遺伝資源・伝統的知識をめぐって

生物多様性条約(1993年発効)に基づいて、遺伝資源、更には伝統的知識へのアクセスと利益配分について権利主張を始める諸国

新法制定に乗り出した諸国: フィリピン、インドネシア、マレーシア、インド、ブラジル、コスタ・リカー、アンデス協定加盟国(ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー、ベネズエラ)、かなり厳格な規制をかける諸国もあり、先進国との新たな対立の火種ともなりうる懸念。

課題の普遍化

合意を得ずしての、遺伝情報の利用をめぐる問題は、先進国、途上国に関わらず発生。

5. 遺伝情報をめぐる「近未来の法モデル」を考える

(1) 契約ベースでの遺伝情報の利用

- 例) コスタ・リカー米国企業間(Merck)、
コスタ・リカー米国諸大学、国立研究所
(Cornell 大学, Minnesota 大学, Pennsylvania 大学, 米国国立癌研究所等)
アイスランドスイス企業(F.Hoffman-La Roche)
モンゴルー日本企業(宝酒造)

* 「相互に合意する条件」に基づく利用は、生物多様性条約にも規定あり

(2) 引市場の創設に関わる試み

国連食糧農業機関(FAO)、遺伝資源取引のための市場創設に動き始める。

(各国が保有資源を市場に登録、利用国は、保有国と交渉して、価格を決定。売買条件は公開される。)

渡辺先生 テーマ：大学からの技術移転

○ 以前の技術移転の仕組みは、大学と産業界間は、情報交換を行い、大学（研究者）から産業界（企業）に対して技術指導を行ってきたが、研究目的が不明確な共同研究もあり、穏やかな協力関係であった。これにより顕著な業績・実績を得ることができなかった。

○ 産業界：世界を相手にしての競争が喫緊の課題であり、自前の研究よりも外部の知的資源の活用へ移行し、特に基礎研究を大学へ委託、共同研究を行うことが求められることになった。

大学：教育・学術研究のほかに、研究成果の社会への還元が期待されるようになった。

○ 米国における技術移転の仕組み

産業界・大学間の人材交流等が非常に盛んである。結果産業界は、新しい産業を創出することができ、実施費は、研究費として大学に還元され、大学と産業界への技術移転が盛んに行うことができるようになった。

日本：国立大学から技術移転機関へ技術を移転し、機関が特許出願する。実施許可（実施許諾）が出た後に、産業界に移り産業界から TLO を通して大学に実施費が支払われる。

名古屋大学において： 中部 TLO→名古屋大学が中心となって設立される
中部 TLO を通じて産業界に対して技術移転を行っている。

名古屋大学は、先端技術共同研究センターは研究者に対して特許啓蒙活動を行っている。論文作成重視の研究者に対して、特許の重要性を説く事が大きな仕事のひとつである。教授層→助教授層（若手）に対して啓蒙のポイントをシフト。

特許出願に関して、研究者・先端研・中部 TLO で協議。→特許出願へ！

啓蒙資料：論文を発表するだけでは、産業の発展に寄与できない。

→開発に多大なる費用がかかる

→二番手の企業が少ない費用で模倣することができる。

→一番手の企業が苦境に陥り、二番手企業が利益を得てしまう。

従って、特許がないと産業化は進まない。

地道に息の長い説得。

課題：明確な目的をもった研究のために、TLO の必要性を説く。3 者の関係をより強化する。大学の研究者は、真理探究と実施許諾できる技術のバランスがポイントになってくる。

独立法人化移行の技術移転のあり方。

→大学自身が特許を保有することができる可能性がある。TLO の外部委託の必要なくなる。

内部で行うことができる。

大学から見た特許庁の行政政策について

日本の特許庁は、大学の成果を特許化・産業化することを重視している。

1. 教材の無償提供 教官対象、学生対象
2. 特許庁の審査官の大学への派遣 特許の講演会の開催
3. 特許情報を活用するため、大学のための特別な政策展開
 - 大学関係者に関しては、特許庁とのアクセス強化。
 - 国立大学の特許料は、すべて国庫納入であったのが、折半する形となった。
 - 発明者に対しする利益還元は、上限600万円から制限なしに。
4. 私立大学に対しては、委託事業を特許庁が行って、特許促進している。
5. マスコミ活動。

北川先生 テーマ：『知的財産取引市場としてのコピーマーケット』

1 コピーマーケット 原点からの発想

11 混迷度をます著作権問題

本やレコードの購入代金に著作権者の印税分がふくまれているが、著作権の存在に対して誰も異議を出さない。映画であれ、演奏会であれあらゆる著作権ビジネスに対しても同様である。これがインターネット上の著作物になると様相が一変するのである。最近のナップスターをめぐる著作権論議に関連して、インターネットの著作物に著作権を主張することが無駄であると主張され、なかには著作権という私権がそもそもおかしいとまで言われることがある。なぜ同じ著作物でありながらこのように正反対の状況なのであろうか。

12 インターネットの特色

このような相反する状況がみられる重要な原因の一つとしてインターネット上では著作権の保護が難しいというデジタル技術に由来する判断が介在している。たしかにインターネット上では本やレコードのような著作物を包み込む有形物がない。また有体物に代わる役割をする「もの」がまだない。

さらに、インターネット上で、サーバーを介するかしないかの相違があるものの、他人のファイルにアクセスして希望するコンテンツを"peer-to-peer"で自分のコンピュータにダウンロードできるソフトウェアが開発されている。ナップスター(Napster)やニューテラ(Gnutella)のようなソフトウェアがそうであり、著作権問題を一層深刻にしている。著作物が飛躍的に利用しやすくなるが、著作権侵害もそれに輪をかけて増大し、著作権制度をあやふくしかねない状況である。

13 著作権を埋め込んだコンテンツ：「知識ユニット」

そうであるならば、インターネット上の著作物についても本やレコードに代わる「もの」をつくり出せばよい。かかる「もの」としては「著作権許諾条件を埋め込んだ著作物」であれば本やレコードの代わる機能を果たすことができる。これが創出されるとインターネット上でも著作権が保護されかつオンラインで著作権取引ができる。私はかかる「もの」を「知識ユニット」といつている（⇒22参照）。

この著作権を埋め込んだ「知識ユニット」は、新しい著作権取引市場を構成する単位である。そこでは著作権者とその利用者との直接契約が著作権取引の原点である。インターネットでは世界中の誰とでもこの仕組みを活用して著作権取引ができる。ということは従来の著作権ビジネスに加えて、そこから新しい著作権ビジネスが台頭してくるのである。

「コピーマーケット」はかかる著作権取引市場モデルの一つである。かかる「知識ユニット」が情報社会における取引に単位となるならば、上述したNapsterやGnutellaの引き起こしている著作権問題も解決する。

2 コピーマーケットとは

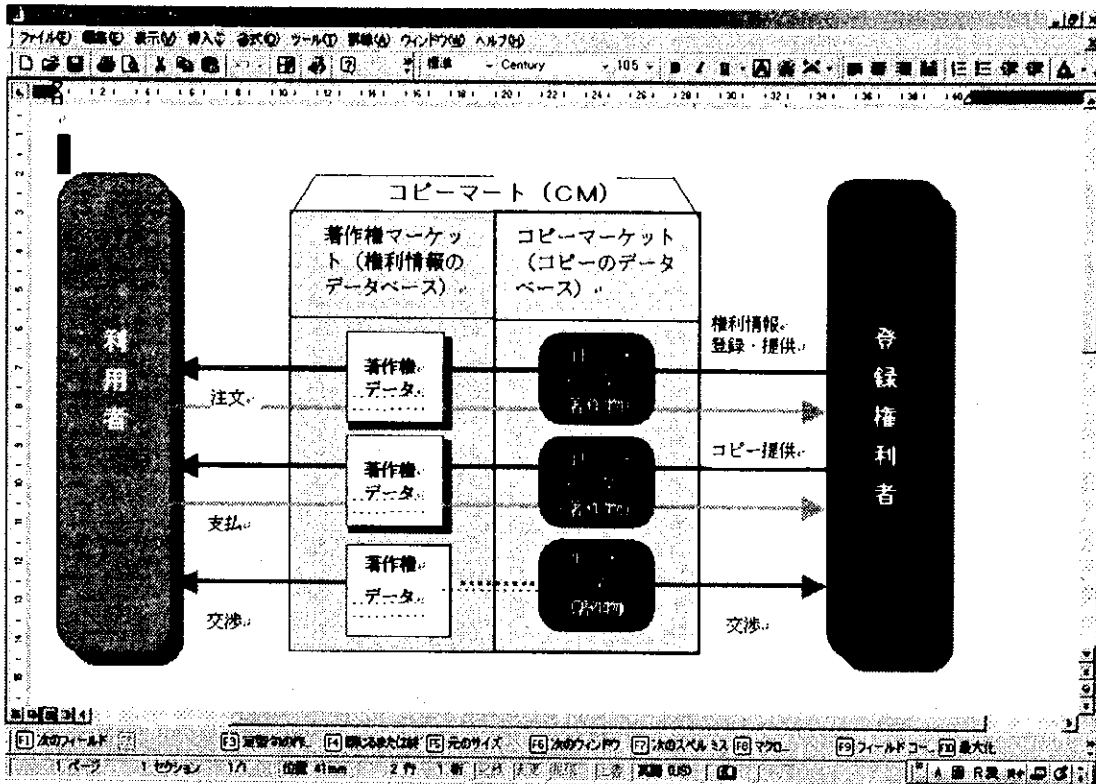
21 著作権取引市場

◎コピーマーケットとは、著作権者があらかじめその著作物の利用条件を定めた著作権データを登録し、かつその著作物のコピーを提供する取引市場のことである。コピーマーケットは「著作権取引市場」である。

◎コピーマーケットは2種のデータベースから構成される：

CM=CRM (Copyright Market) + COM (Copy Market)

著作物の利用条件を含む著作権情報が登録されている「著作権市場」(Copyright Market : CRM) と著作物が蓄積されている「著作物市場」(Copy Market : COM) である。



④権利者が自己の決める著作物の利用条件をコピーマーケットに登録し、著作権ライセンス付きの著作物を提供し、利用者がそれにアクセスして、希望する著作物を決めると、電子決済により代金支払と引き換えにオンラインで著作物の複製を入手できる。

21 コピーマーケットの構成単位=知識ユニット

知識ユニット (knowledge unit) = 「著作権許諾条件を埋め込んだ著作物」

知識ユニットは著作権管理情報を内蔵した著作物データであり、情報社会システムの構成要素、さらにはインターネットにおける取引単位である。

知識ユニットは記号化することで特有のものとなる。その記号化をするのがコピーマーケット・コードである。この意味でコピーマーケット・コードはメタ・データの種類である。

3. コピーマーケットにおけるビジネスプレイヤーと契約関係 (システム契約)

31 コピーマーケット契約における二種の契約類型

④第1の契約：コピーマーケットにおける著作権取引の契約当事者

④第2の契約：コピーマーケットの構築・提供・利用にかかわる契約当事者

32 第一の契約：著作権取引契約における契約当事者

コピーマート主宰者 Copymart Holder(CMH)

権利保有者 Rights Holder(RH)

著作物利用者 Users (U)

例：研究機関（高等研・コピーマート名城研究所）がコピーマート主宰者となる例

コピーマート著作権取引契約：

コピーマート基本契約=CMH+RH+U

三種の個別契約：CMH+RH、CMH+U、RH+U

@多数権利者問題

マルチクリエイターのためのコピーマート・モデル

Default Rule の活用：権利者の二段階処理システム

$RH = RH_1 + RH_2 + \dots + RH_n \Rightarrow RH = RH_1 + \text{「RHサブシステム」}$

33 第二のコピーマート契約：コピーマートの構築・提供・利用にかかわる契約当事者

コピーマート・システム構築者

コピーマート・システム提供者

コピーマート・システム利用者

34 コピーマート・システム構築者に焦点を合わせたビジネスプレイヤー・モデル

第1契約

第2契約

I型 コピーマート主宰者 =コピーマート・システムの構築者

II型 コピーマートの権利保有者 =コピーマート・システムの構築者

III型 コピーマート利用者 =コピーマート・システムの構築者

35 コピーマート・ネットサービス

コピーマート・サービスプロバイダー

コピーマートビジネスの機能分化からコピーマート・ネットサービスがCMビジネス・システムを構築し、CMビジネスプレイヤーがそれを利用するアウトソーシング方式。

4 コピーマート研究の現況

<http://www.iias.or.jp/research/research_j_top.html>

<<http://www.cmml.gr.jp>>

<<http://www.kclc.or.jp>>

<<http://www.copymart.gr.jp>>

5 コピーマートの応用

51 コピーマート応用研究

出版・教育・図書館・映像・写真・ゲームソフト・行政アーカイブ

化学物質・コピーマート

技術移転・コピーマート (⇒52)

デザイン・コピーマート

52 技術移転・コピーマート

特許を含む知的財産とその利用条件の登録システム

知的財産市場に登録される知的財産等

知的財産 特許系／著作権系／営業秘密・ノウハウ

情報財 データ・ベース

知的財産コピー市場における知的財産コンテンツ

特許関連情報／著作物情報

技術移転データ

NDA(Non-Disclosure Agreement)・ライセンス交渉プログラム

知的財産 (IP) スペシャリスト養成

IP契約担当／IP管理担当／IP技術担当／IP紛争解決担当

情報の欠陥と製造物責任

特許権者の製造物責任問題

独占禁止法

契約交渉 NDA

紛争解決

6 おわりに一再び原点に

1. 法政策における位置付け

- ・将来における法モデル、特にアジアにおける法モデルのあり方を検討する。
- ・従来、国際的な討論では、海外からの投資、技術移転、その規制についての議論が多かったが、今回は、国内における国と地方との役割を取り上げる。
- ・アジアでは、欧米と異なり、経済成長率が高く、産業がダイナミックに動いている。
- ・その中で、産業活性化をどのように図るかという観点から、産業法を考える。
- ・社会全体の競争を促すためには、独占を排除し、競争施策を取る必要があるが、一企業が利益を上げるためには、独占が最も近道である。競争と独占は、その国、その時代にに応じてバランスをとりながら、法施策に反映される。
- ・その際、法施行後も、実態に応じて修正を加えていかなければならない。
- ・実態を集約するには、法に基づいて、産業施策を行う地方での実態を知るのが、最も適切である。特に、動きの速いアジアでは、それがより重要となる。
- ・地方における産業施策の結果をフィードバックしながら、将来におけるアジアの法モデルのあり方を検討すべきである。

2. 地方（大阪府）における産業施策

- ・大阪府は、日本の 47 都道府県の内、ほとんどの産業項目において、東京都に次いで 2 番目であって、地方における最大の都市である。人口 880 万人。
- ・大阪では、事業者数全国 1 位、従業員数 2 位、製造品出荷額 3 位であるが、従業員 30 人未満の小規模企業が全事業所数の約 90% を占めており、製造品出荷額効率の悪い中小零細企業主体の地域であり、将来に向け、産業構造改革を求められている。
- ・国の産業活性化施策は、法改正等全国一律的なものであって大枠だけを定める。
- ・具体的な産業育成を図るために、各地域は産業特性に合った産業施策をとっている。
- ・特に、将来を見据え、既存産業を最先端技術に係る産業へと構造転換を図るためには、知的財産、特に、特許に係る産業施策が重要である。

3. 最近、行ってきた（大阪における）特許に係る具体的施策とその成果

（1）特許流通支援事業

- ・特許は最先端技術に係るものであるが、所有しているだけでは意味がなく、実施を始めて初めて産業活性化に役立つ。地方においては、具体的に特許つまりは技術を実施し、新産業を活性化するための施策が必要となる。ここでは、通常、強制実施権が議論されるが、この事業では、実施希望者がいない場合なので、別の課題となる。
- ・日本では、1997 年より、特許庁が県に補助金の交付、人の派遣を行うことによって、未活用特許の流通を行っている。大阪府でも補助を受け、5 年間事業を行ってきた。

- ・これは、専門家が使っていない特許の中から有望なものを見つけ出し、それを使えるような企業に紹介し、新規事業化を行うものである。
- ・その成果の概略は以下のとおりである。専門家 2 人。
訪問件数約 550 件、当事者の紹介約 250 件、成約件数約 30 件、事業効果約 3 億円。
- ・事業が一般に浸透してきたので、今後は徐々に民間企業に事業を移行する予定である。

(2) 大学技術移転機関 (大阪 TLO)

- ・大学技術移転は、先行する米国で成功を収めたもので、日本では、1998 年に大学等技術移転促進法が制定され、現在、日本で 20 の機関が国の認定を受けている。
- ・大阪では、大阪にある 42 の大学でつくる大学学長会により、2001 年 4 月より発足している。(大阪 TLO)

(3) パテントラボ (特許インキュベータ)

- ・ベンチャー企業の持つ特許は優れたものが少なくないが、特許だけでは、事業化することができず、事業化までのインキュベータ (孵化器) が必要となる。大阪府では、そのため、特許を事業化に導く特許インキュベータを日本で唯一行っている。
- ・中小・ベンチャー企業が技術的課題を解決し、発明を特許化、企業化するまで、専門家が援助を行う。
- ・その成果の概略は以下のとおりである。
入室者 24 名、特許出願数約 50%、事業化 6%、事業準備中 72%。

(4) 特許提携支援事業 (来年、実施予定)

- ・最先端技術について、優れた特許を持つ中小企業は多い。同じ特許を大企業が持てば、実施できるにもかかわらず、技術力、販売力が弱いため、実施できずに、終わってしまう場合も多い。そこで、大阪府では、類似の分野の最先端技術を持つ企業を集め、連携することによって (新会社設立を含む)、競争力をつけることを目的とする新特許流通事業を行うこととしている。

4. 法政策への展開 (私見)

- ・日本では、政府の方針として、1997 年当時から、独占を容認する方向にある。おそらく、当分の間はその傾向が続く。
- ・日本では、産業競争力が落ちていて、独占禁止法の認めるぎりぎりのところまで、独占を強化することが必要であり、それに伴い、法施策、運用も検討すべきである。
- ・大阪府では、事業の一つとして、特許 (独占権) の活用を積極的に進めている。具体的に弊害が現れるまで、独占の補助を行うことになる。

アジア各国においても、法政策を地方独自で運用すると共に、

1. 総説

(1) アメリカから吹き始めたプロ・パテント政策の風が日本にも吹き荒れ、景気停滞の長期化に伴い、企業戦略の一つとして知的財産の活用を図ろうとする動きが顕著になってきている。

ボーダレス化が進み、グローバル化しつつある世界経済において、これまでのように日本が重要な地位を占めていくためには、企業等の事業活動において知的財産を真の資産として付加価値を生じさせる必要がある。そのためには、創造_権利設定_権利活用_創造という知的創造サイクルを効率的により一層促進する必要がある。

(2) 既述したように知的創造サイクルを促進し、知的財産を戦略的に活用するためには、それぞれの過程で様々なサポートを提供できる知的財産専門サービスが必要である。各過程において必要なサービスを簡単に述べる。

(i) 創造から権利設定までの過程

発明者、創作者が創造した発明等について如何にして広く強い権利を迅速に取得して保護するかがポイントとなる。一般に、発明者等は特許制度等に精通していないのが普通であり、これをどのようにフォローアップするかが重要である。

大企業であれば、知的財産部のスタッフが相談窓口となってアイデアを吸い上げ、特許庁への特許出願等の手続きについては自社出願するとともに、その一部を弁理士がサポートしている。

また、中小企業では知的財産部に多数の人材、費用を投入できないのが常であるので、弁理士が相談窓口となり、その出願代理業務を手伝っている。このため、弁理士の重要度は大企業よりも中小企業の方が大きいと考えられる。

さらに、大学等および国の研究機関で生まれた発明等については、これまで種々の取り扱いが行われていたが、近年、TLOが設立され、これによって処理される傾向が表れている。しかし、TLOが相談窓口となっている場合であっても、具体的な出願手続きは弁理士に依頼するのが一般的である。

(ii) 権利設定から権利の活用までの過程

円満に契約によってライセンス収入等を得られる場合であっても、その特許権等の経済的価値を客観的に評価し、マーケティング、ライセンス候補の選定・交渉を経て契約を行う必要があり、高度、かつ、多様な知的財産専門サービスが必要である。このため、知識と経験に裏づけされた専門分野の人材、例えば、弁護士、弁理士、技術士、公認会計士等の知的財産専門サービスが必要である。

大企業であれば、豊富な人材を利用してこれら进行处理できるが、中小企業の場合には、自社内で全て処理することは困難であるので、外部の弁護士、弁理士等に依頼するのが常

である。また、大学等でなされた発明等の特許等についてはTLOが仲介する場合が考えられるが、TLO自身が常に全ての人材を揃えておくことは経済的に困難であり、外部の人材を活用する必要があると考えられる。

特許権侵害事件等の紛争が生じた場合には、裁判で紛争を処理する場合と、裁判外で紛争を処理する場合とが考えられる。

前者においては、民事訴訟法に従って裁判所で審理されるが、迅速性および専門性を確保すべく、東京地方裁判所に専門部が3つ、大阪地方裁判所に専門部が1つ置かれ、当事者の希望に応じている。そして、裁判所と特許庁との協力関係を強化すべく、東京地裁・高裁、大阪地裁・高裁に特許庁から審判官、審査官を調査官として配置している。また、専門家（弁護士、弁理士）の関与を拡大し、当事者間の和解を促す専門調停制度が開始されている。さらに、損害額の計算を容易にするため、公認会計士等の専門家を活用する計算鑑定人制度が導入されている。一方、裁判所から特許庁に鑑定の囑託が認められている。

後者においては、例えば、国際商事仲裁協会、日本弁理士会と日本弁護士連合会との共同で発足した知的財産仲裁センターによる仲裁がある。

なお、中国で特許を取得するのは、中国の企業だけでなく、多数の外国企業も可能である。このため、アメリカで問題となった、いわゆるパテントマフィアの活動が心配される。

(iii) 権利活用から創造までの過程

新たなる創造を行うには、新たなる技術情報等が必要であり、既存の技術を収集、分析し、これを明確に知る必要がある。特に、紛争処理等によって得られた知識、経験に基づき、新たな技術開発の方向性を指摘するアドバイスは極めて重要であるので、知的財産戦略のコンサルティングが必要である。

なお、前述の多種多様な知的財産専門サービスを一人で提供することは、事実上、不可能である。このため、多数人の弁理士で特許事務所を構成できるように特許事務所の法人化が認められており、さらに、ワンストップサービスが可能な総合法律事務所も考えられている。

2. 具体的方策

(1) 弁護士

弁護士は前述の知的財産サイクルのうち、権利設定から権利活用、特に、知的財産権紛争処理を行う司法サービスの提供者である。しかし、弁護士1人当たりの日本の国民数は約6300人であるのに対し、先進国で最も多いフランスは約1640人（1999年）である。また、日本弁理士会に弁理士の登録を行っている弁護士は284人（2001年）にすぎない。このため、多数の理工系出身の弁護士、裁判官の出現が待ち望まれている。現在、司法試験制度の大改革が行われようとしており、特に、法科大学院（ロースクール）

構想が実現するようである。法曹養成制度の改革についても、国家戦略における経済産業政策の一環として技術系出身者が数多く法曹界に進出できるようにすることが望まれる。

(2) 弁理士

弁理士は知的財産サイクルを一貫して担当できる唯一の専門業種であり、弁理士以外にそのような事務を処理できる専門業種はない。したがって、知的財産サイクルを促進するためには、中核に位置する弁理士制度を如何に活性化し、活用できるかにかかっている。

一方、知的財産専門サービスを担う人材としては、弁理士（4500名）、弁理士事務所の補助者（約8000人）および企業の知的財産部スタッフ（約12000人と推計されている）が挙げられる。しかし、知的財産専門サービスに対する社会のニーズに十分なサービス供給量を確保しているとは言い難く、量的拡大および質的向上を図る方策が望まれている。

(i) 量的拡大としての試験制度の改正

弁理士試験の合格者は、1999年の最終合格者は4700人中、211名（4.5%）、2000年の最終合格者は5166人中、255名（4.9%）であった。

知識偏重型の試験から知財専門サービス提供に必要な資質を担保する試験制度への変革が要求されている。特に、2002年度から大巾な変更が予定されている。具体的には、短答試験において著作権等が追加される一方で、論文試験における必須科目の軽減および選択科目の免除により、受験生の負担を軽減している。これにより、若く有為な人材や技術士等の他部門の専門家を、知的財産専門サービスの中核的担い手である弁理士として活用することが望まれている。

(ii) 質的向上の方策として弁理士の研修としては、日本弁理士会の弁理士会研修所が主催する会員研修の他、新しく弁理士となった新人に対しては実務総合研修が行われている。最近では、業務範囲の拡大に伴う義務研修が著作権、不正競争防止法、仲裁および契約代理について行われている。また、各地の支部でも、支部会員を対象とする会員研修が行われている。

さらに、特許庁の工業所有権研修所等の公的機関の他、後述する日本知的財産協会、および、(社)発明協会等の民間の研修機関と相互に連携し、開放的な研修ネットワークを整備し、弁理士の自己研鑽努力をサポートする環境整備が進みつつある。

なお、訴訟代理権について現在、日本政府は検討中である。試験・研修等の信頼性の高い能力担保を前提とし、弁理士に侵害訴訟代理権（弁護士が訴訟代理人となる侵害訴訟事件に限る）が認められる可能性が大きいと言われている。このため、将来、信頼性の高い研修を受ける義務が、訴訟代理権を希望する弁理士に生じると考えられる。

(3) 裁判官

東京地裁・高裁、大阪地裁・高裁に専門部がそれぞれ設置されている。最高裁判所は、

グローバル化する世界状況において特許権侵害訴訟が増加することを予測し、国際感覚を身につけるとともに、審理の迅速化を計るため、裁判官を外国の裁判所や国際会議に派遣している。また、世界各国の知的財産部門の情報収集等を行っている研究機関に継続的に留学させる検討も始めている。

(4) 企業

社内研修は勿論のこと、日本企業の知的財産部のスタッフで構成されている知的財産協会が団体構成員に対して種々の研修をおこなっている。また、大企業では独自に海外の子会社に社員を派遣して外国で実務経験を積ませ、必要があれば、外国の特許法律事務所に長期間研修生として派遣し、実務、語学研鑽の機会を与えている。

(5) その他

社会のニーズに対応すべく、各団体が個々に研修することは有意義であるが、知的財産に関する資料の収集や専門講師の依頼等を考慮すれば、必ずしも容易ではない。このため、知的財産権全体についての総合的な研修所の設立が望まれている。企業の特許関係者、特許庁の審査官、審判官との共同研修、弁護士、公認会計士等の他の業種団体構成員への研修、中学校、高校、大学への講師派遣等の幅広い研修を行うことを目的とするものである。

3. 私見

中国が現在の成長率を維持できるならば、将来、中国は間違いなく「世界の工場」となると思われます。それは、世界中の企業が中国に工場を移すだけでなく、中国に多数の特許、商標出願等を行うことを意味します。したがって、中国特許庁（専利局）の審査処理件数が増加するだけでなく、中国裁判所（人民法院）における特許権等の侵害訴訟事件が増加することは明白です。WTOに加盟予定の中国にとって、特許出願等に対する迅速、かつ、精緻な処理手続きは可能か、特許侵害事件等の紛争を迅速、かつ、公正に処理できるか否かが、グローバル化する世界経済の自由競争を勝ち抜けるか否かの試金石の一つであり、極めて重要な問題であると考えます。

また、これまでは中国産業は外国からの技術導入を中心として展開してきましたが、これからは中国自身が新たな発明等を生み出すことが期待されます。現在は先進国の技術力が一歩先を行っていますが、長い歴史から見れば、技術競争は抜きつ、抜かれつが常であります。中国には長い歴史、文化があり、広大な国土だけでなく、世界人口の五分の一の人口を有しています。これらをまとめ、活用することは容易なことではないと思いますが、是非、達成して頂きたいと存じます。「世界の工場」の地位を確立した後、「世界の研究所」となれるか否か、出来れば、私の目で確認したいと思います。

4. 終わりに

今後、日本における弁理士の激増は必定であり、これまでのような単なる出願業務だけで経営を維持することは困難となる時代が到来すると思われます。社会のニーズに応じた知的財産専門サービスの提供を考えると、今回、このようなシンポジウムに参加できたことは非常に幸運であったと思います。参加の機会を与えて下さった中華人民共和国、JICAおよび比較法研究センターの皆様にご心から御礼を申し上げます。

5. 参考文献

- (1) 条解 弁理士法 現代産業選書
- (2) 工業所有権審議会法制部会 知的財産専門サービス小委員会報告書
- (3) パテント1999 Vol. 52 No. 9 60頁, 61頁
- (4) パテント1999 Vol. 52 No. 11 1頁
- (5) パテント2000 Vol. 53 No. 1 4頁, 第5頁
- (6) パテント2000 Vol. 53 No. 6 1頁, 2頁
- (7) パテント2000 Vol. 53 No. 10 1頁, 2頁
- (8) パテント2000 Vol. 54 No. 5 1頁, 2頁
- (9) 司法制度改革審議会意見書 平成13年(2001年)6月12日
- (10) パテント1999 Vol. 52 No. 2 33頁~44頁
- (11) パテント1999 Vol. 52 No. 5 35頁~40頁
- (12) パテント1999 Vol. 52 No. 10 41頁~45頁
- (13) 知財管理 Vol. 51 No. 4 537頁から557頁
- (14) 知財管理 Vol. 51 No. 5 683頁から691頁
- (15) パテント1999 Vol. 52 No. 7 45頁~51頁
- (16) パテント2001 Vol. 54 No. 2 43頁~56頁
- (17) パテント2000 Vol. 53 No. 3 3頁~22頁
- (18) パテント2000 Vol. 53 No. 10 66頁, 67頁
- (19) パテント2000 Vol. 53 No. 11 50頁~52頁
- (20) パテント1999 Vol. 52 No. 10 27頁~29頁
- (21) パテント1999 Vol. 52 No. 1 51頁~53頁
- (22) パテント1999 Vol. 52 No. 11 3頁~13頁
- (23) パテント2001 Vol. 54 No. 2 57頁~66頁
- (24) パテント2001 Vol. 54 No. 2 21頁~41頁
- (25) パテント2001 Vol. 54 No. 2 9頁~19頁
- (26) 特許ニュース 平成13年7月10日号 1頁~8頁
- (27) 特許ニュース 平成13年7月11日号 1頁~7頁

近代に入って資本主義経済が芽生える中、封建制社会から解放された個人の人格尊重と、その保護を基礎に据えた近代法制が確立されるようになった。その中で個人の自由なクリエイティビティ (creativity) の発揮が保障される中で、音楽・絵画等の文化的所産が自覚的に生み出され、また、産業革命に始まる技術革新が産業の発展を促してきた。そして、それらが総合して人間社会を豊かにしてきた。これらはまさに発明、考案、意匠、商標、著作物などの知的財産と呼ばれるもので、自然物とは異なり、人間の知的活動から生み出された経済的に価値のある無体物である。中世においては技芸は職能団体を通じて代々伝えられるものであったが、やがて芽生えた近代に始まる資本主義的な市場社会は、伝統的な職能団体を解体させ、そこにおいて代々伝えられてきたこうした伝承技芸に対しても、人間のクリエイティビティによる創作物がこれらに代替し得るものとして、その創造者に対して知的財産権という権利を与えて保護し、知的財産の創作を促すことにしたのである。発明には特許権、考案には実用新案権、意匠には意匠権、商標には商標権、著作物には著作権をとというような権利の確立がこれである（もっとも商標の保護は、クリエイティビティの成果としての創作保護というよりは、大量生産される商品の出所表示としての標識保護という若干異なる側面を有することは確かである）。その意味で、知的財産法制度はヨーロッパでは200年来の歴史があり、わが国でも明治期に、近代国家としての体裁を整える基本的な法制度整備の一環として確立されたものである。

ところが知的財産法制度が注目を浴びるようになったのは、ここ20年程とっていいであろう。1970年代後半、ベトナム戦争後の経済沈滞と産業空洞化を経験したアメリカは、80年にレーガンが大統領になると、自国の基礎技術の蓄積及びそれに成立している知的財産権に着目し、この保護強化を国内及び対外的政策として強く打ち出すことで自国経済の活性化と国内企業の国際的競争力の回復を目指したのであった。これが効を奏し、現在のアメリカの経済状況には目を見張るものがあるが、逆にバブル経済崩壊後、低迷している現在の日本の経済状況は、20年前のアメリカと似ているところがある。そこでアメリカの主導のもとに、これまで切り開かれてきた知的財産権の保護強化の道に沿って、わが国も不況脱出からのひとつの施策として、無尽蔵な人の知恵の産物である知的財産と、その権利の保護強化を押し進めようとする状況が国の政策としても強く見られるようになった。自然資源に限りのあるわが国では、確かにこれも一つの考えられ得る方策なのである。こうしてわれわれは「プロパテント」の標語を事ある毎に耳にするのである。

しかし、こうした極めて政策的な面だけが、知的財産法の注目される理由ではない。経済のボーダレス化とグローバル化により、企業が国境を越えて知的財産を移転して経済活動を行っていかねばならないために、知的財産法の「国際的調和」(harmonization)が

先進国のみならず発展途上国も含めて大きな課題となっている。また、近代初頭に確立した知的財産法制度は、特に技術保護という側面では物理化学を念頭においていたが、現在注目を浴びているバイオテクノロジーや情報工学の成果であるソフトウェア並びにデータベース等の先端技術は、従来の知的財産法制度が中核に据えていた技術とは異なるものなので、その適正な保護が大きな課題となる。さらに知的財産は無形の情報といえるものですが、その意味で、今日、「情報時代」(information age)といわれる一般的な文化・社会・経済的状況において、ますます重要な価値を持ちつつあるといえる。例えば、インターネットなどの国際的なネットワークが、国境を越えた膨大な情報市場空間を提供しつつあり、それに着目して、文字で書かれたもののみならず音楽や映像など、知的財産である著作物たる情報の商業的利用が世界的な規模でなされようとしている。こうなれば知的財産たる著作物の適正な保護と、その国際的調和が益々要請されることになる。

ところで国際的に知的財産権の保護が検討されつつあり、また、現在不況とはいえ、一定の経済水準を達成した日本のような場合に知的財産の保護を語るとすれば、究極的には社会や教育の場面からクリエイティビティの育成とともに、当然のことながら市場における企業活動のあり方も考えて見なくてはならなくなる。日本は明治以来、小さな技術と創作及びそれにともなう小さな権利を積み重ねて欧米に追い付くことができたといえる。それは模倣に近い改良創作と、市場においては近接競争という形で見ることができる。画期的なヒット商品が出ると、類似のものがソロソロでてくるというような、そうした市場競争のあり方が日本における典型的な現象として見られたのである。ところが、知的財産を活用する企業活動が望まれるとなると、当然、大きな創作に大きな権利を取得していかなくてはならない、そのためには創作や市場競争のあり方としても、他の知的財産を尊重し、他と距離を置いた創作及び競争が求められているともいえるだろう。そのために、さらに言えば人々が創造的にある様に、国民の教育をいかに考えるかという根本的な問題にまで行き着くとさえいえるかもしれない。

さて知的財産法は、知的財産が決してすべて「無」から生じるとは考えていないと考えられる。個々人の創作は、先人の膨大な功績や成果の上に立ってはじめて可能となるものであるといえる。知識や技術の累積的發展がいわれ、創作は「大きな巨人の肩に乗った小人」(a dwarf on the shoulder of a giant)と比喻される所以である。知的財産法は、これに着目し、個人の新たな創作に権利を付与して保護するものであるが、それが先人の功績や成果の上に成り立ち、かつ先人の功績や成果同じように、やがて過去のものとなるものであるので、権利を一定期間で区切り、その後は「公有」(public domain)に帰することにしている。また、ときには、権利の存続期間中にも権利を制限し、一般による自由利用を一定限度のもとで可能にもしているが、これは万人が個人の創作をさらなる創作のための「踏み石」にすることで、新たな創作につなげる道を開き、権利保護とのバランスを図

っているのである。これは知的財産法が国ごとの制度で、その国におけるバランスだけを考えていれば極めて合理的であるといえる。しかし、現在、経済のボーダレス化とグローバル化により、知的財産法の国際的調和が先進国のみならず発展途上国も含めて大きな課題となり、発展途上国でも先進国並みの法制度を確立しなくてはならない状況となっている。もちろん、これは発展途上国にとっても、先進国にとっての技術移転のための受け皿を整備し、その中で発展途上国が、受け入れた技術をもとに新たな技術を開発する契機を与え得るものであるが、発展途上国において、そもそも過去の近代的な技術や創作の蓄積が少ないとなると、知的財産法の国際的調和及びその保護強化は、この過去の蓄積に係る国際的な偏在を、南北の技術格差・経済格差という形で一層歴然と浮き上がらせることになりかねない。企業による市場競争のための新たな技術開発やその他の創作とて、現在では資本と結びついてはじめて可能であるということを考えても、資本蓄積の低い発展途上国のハンディは明らかであろう。知的財産が保護され、インターネットなどの国際的情報ネットワークによって、いつでもどこにいても、欲する情報を自由に取得できるというバラ色の展望も、情報の先進国における偏在が歴然としている中で、しかも先進国の設定した情報価格で情報が提供されるとなると、いったい発展途上国の人々がどれだけ「自由」に情報にアクセスできるかも問題となろう。その意味での先進国の義務として、発展途上国の歴史・文化と、その中で育まれてきた伝承的な技芸を尊重しつつ、人々がクリエイティビティを発揮し、市場における技術創作などをできるだけ先進国の人々と対等になし得るようなさまざまな支援が不可欠だといえよう。特に発展途上国の歴史・文化といえども、実はまた多くの人々のクリエイティビティによって生み出され、伝統によって支えられ、花咲いて来たことをわれわれは忘れてはならない。その意味で、現在における発展途上国での知的財産の海賊行為だけを捉えて、一方的に「クリエイティビティのない国々」と決めつけてしまうことは厳に戒められなければならない。われわれが近代以降の知的財産法制度のもとで問題にしている「クリエイティビティ」とは市場との関連において経済的価値のある創作物を生み出す意味におけるクリエイティビティであって、それは人間本来のクリエイティビティの一部に過ぎないといえる。ある事柄について真にやむにやまれぬ創作の炎を胸に秘めている人にとって知的創作は、知的財産権保護があろうとなかろうと無関係であろうし、古代から歴史的発明や文物の創作は、知的財産法制度が存在しなくともなされてきたのであるから、われわれが知的財産法制度を必要とするのはまさに市場経済社会の中にいるからこそであるといえよう。従って知的財産法制度も市場経済との関係における単なる財産法の一分野に過ぎず、決して最適な富の分配を約束するものではないこと、ましてや国際的地平においてもそうであることを謙虚に念頭に据えて、知的財産法制度について語る必要があると考える。それ以上でも、それ以下でもないのである。知的財産法の現在から将来への道は決して平坦ではない。

文字のみならず音楽等についても、著作権問題が言及され、国際的の知的財産権の保護が

求められるようになっている。

明治時代より、日本は小規模な開発・発明を行い欧米に追いついてきた。それは模倣する行為は当然のことであり、許されることであった。

知的財産を活用する企業活動が強調されると、こうした行為が禁止され、他者の創造を尊重するようになる。この点については認識を深める為にも、知的財産に関する教育との関係もとても深い。分離できない問題である。創造性に関する意識は大人のみではなく、子供のころからの教育が大事である。

知的財産権は、一定の期間をおけば過去のものになるのであるので、公共のものとなり、共有されなければならない。

阿部先生 テーマ：著作権等の私的使用と録音・録画技術の開発普及について

1. 1990年 著作権法制定

→情報伝達手段の発達によって、現状に適さない当該法案を改定しようとしている。

理由：情報伝達手段が開発されたのであって、書物その他著作物が以前にくらべて優れているとは、限らない。

15世紀、グーテンベルクの活版印刷の発明によって、情報伝達手段は飛躍的に発達し、近代的な著作権問題はそこから始まる。

書籍によって情報が伝達され、版權が請求されることが当然である。版權と著作権を同意に使う事がしばしばある。

中国：著作権法の第53条では、版權と著作権は同意であると定義している。

日本：1887年 版權条例施行。書物に版權所有という言葉がないと保護されない。

1889年 著作権法において、「版權」という言葉を削除。「著作権法」へしかし、日常生活において現在なお、版權という言葉はよく使われる。

中国では使われ、かつ版權と著作権は同意であるということは、版權という言葉の歴史的な重みがあることを示している。

著作権は、ベルヌ条約（世界初の著作権条約）から始まる。（後に約20年ごと例えば、ローマ改正条約、ブリュッセル改正条約、ストックホルム改正条約）

当初10カ国加盟→改定は、全会一致。

現代において、WIPO著作権条約、実演・レコード条約が制定されている。

情報伝達手段の開発普及と不可分離の関係にある。アメリカと深い関係がある。

貿易・財政赤字・・・知的所有権の海外との取引について保護を強化してきた。レーガンの時代から。

アメリカ13年前加盟した。→なぜならば、アメリカは著作権の分野において発展途上国である。アメリカ国内製造条項・・・国内で発売しなければ保護されない、国家図書館に

寄与しなければ保護されない。方式主義。

プロパテントのためには全会一致が必要だが不可能だから。

→GATT へ

貿易と関税に関する一般協定。ウルグアイラウンドでアメリカが発言し、結果 WTO 設立条約・TRIPs 協定で言及するようになった。

著作権法の改正が9回ほどなされている。

→度重なる伝達手段の発達により、改定する。

貸与（貸しレコード）貸しレコードが問題に

日本：録音録画機材が普及し、レコード等の売上利益の減少原因に。製造業が危機感を覚えた。家庭内での録音・録画が大きな問題となっていた。

ドイツ：1965年 西ドイツでこの問題について解決を見ていた。家庭内の録音・録画であっても著作権保持者が甚大な被害を受ける。

→補償金をメーカーから取る。

しかし日本とドイツでは背景がまったく違う。

ドイツ：家庭内の録音・録画が1901年の非常に古い法律に依拠している。個人の録音・録画を規定するものがないが、録画・録音については違法であるとした。

日本：私的な録音・録画は差し支えがない。違法ではない。

→貸しレコードの問題が生じた。議員立法として貸しレコードに関する初の規定を制定。

GATT でも問題に。

貸しレコードであれ、作詞作曲家の承認があり、法律上貸与は認められない。しかしながら、GATT 決定に従えば、貸しレコード産業が壊滅的なダメージを受けることになる。

→TRIPs 協定の付属文書に、すでに存在するレンタル屋については差し支えないと付け加えた。

上記のレンタルショップ問題は、日本国内問題から世界レベルの問題に。

→情報のグローバル化により、国際的条約との関連を常に意識して、国内法を眺める必要がある。

中国にもプログラムに関して保護法律がある。著作権保護でプログラム保護。

これからの著作権法は、公益との調和・個人の権利保護のためにあるべき。

最近の規定について

2001年 施行：目の不自由な人に対する著作権について

聴覚障害者には、映画・音楽について、音を流すと同時に、文字を流すことが認められた。

視覚障害者には、点字があった。点字転換ソフトが出来た。データベースをつかって保存しても、差し支えないという規定が出来た。例えば著作物を録音し聞くことが一番効果的だが、無条件には出来ない。録音者という著作者以外が入るから。別の表現になれない。

→著作者人格権の同意性保護。

近年、著作権侵害が盛んに起こっている。権利保護の為に
→違反行為に関する制裁。罰金。自然人の場合は懲役・法人については罰金500万から1億円に罰金の上限引き上げ。
→損害賠償の請求が容易に。裁判外の紛争処理。利用者に対して容易に利用できるように、
→一元的に集中管理する。JASRACのように。
→教科書を作成する場合、無制限ではないが著者の許可は要らない。前提として制限されたものであるが、事前に著作者に対して使用したいことを通知することは義務つけられている。著作者が書いたものについて、現在ではまったく違った考えをもっている場合がある事による。さらに使用に際して使用料を支払う義務がある。使用料は文部科学省が決定される。官報に発表される。先生が使う教科書指導要領『虎の巻』も準ずる。

ネットワーク上の音楽について
無断でDL出来ないように、防御策。コピーの防止。デジタルウォーターマーク。『デジタル透かし』。

情報伝達手段が発達してきたので、法の改正が必要であり、抜本的に大改造を行う必要がある声もある。現在の著作権を制定するのに、8年が費やされた。現在の法律については、制定するのにどのくらいかかるか？制定されたとして、俄かに改定する可能性もある。

伝達する手段が発達したのであって、けして中身が優れたものになったわけではない。

蔣先生テーマ： 裁判所の特許権に対する司法保護の新措置

<http://www.chinaiprllaw.com> 詳しくはこちら

2001年7月1日から 特許法が施行された。また国務院は同時に『中華人民共和国特許実施細則』を批准。

裁判所は、WTO加盟を目前にして、特許に関する司法保護についてはTRIPS協定の要求を満たした。

著作権侵害における、審判のための法的依拠を規定、損害賠償の規定不可回避の重要なポイントについては、解釈を加えた。

科学的に市場の規範化、法制化、契約化

1999年 契約法が施行された。契約法の重要な部分と、細則を総合的にまとめ、それとも若干の解釈を加えて、ひとつにまとめた。十分に反映されてない部分について（なぜならば、3つの法律をまとめてひとつの法律にしたので、隙間がある）さらに裁判所が正しく理解するために、要約を發布。特許権に関する法律に関わる司法解釈の若干の要約。これによって法解釈における隙間を埋めることに。裁判規定を与えた。植物の新たな特許

権に関する規定 法律的な保護を行ってこなかったので、全国の裁判所に対して、審議規定を通達した。訴訟案件の分類・体系化されたものを。

およその植物に関する訴訟についての対策がほぼすべてまかなわれることになった。

ネットワーク上の著作権保護・救済について12月に制定

作者の権利を守る必要がある。ネットワーク著作権も重視する必要がある。

違法行為として民事訴訟にかけることができる。

ネットワークプロバイダーでは、特許侵害していることを知っていながら措置をとらない場合は、著作権侵害となる。例えばMP3に関して、リンクして侵害行為を行うこと。侵害していると解っていながら放置することは、侵害の補助・幫助を行ったことについても、同罪である。

ネットワーク著作権全体の問題はまだ解決してないが、実際の裁判の上では規範を作成し、著しい効果を挙げている。

PCのネットワークについて

ドメインネームについての裁判システムの整備。ドメインは2600万の登録があり、ドメインネームに係る訴訟案件も急増中。

どのように知的財産権を保護するか？登録商標権を認めるかどうか？が目下の問題

→これらの問題に適応するために『ネットワークにおける法律上に関する解釈について』を発表し、当面の問題について、解決を示した。

村井先生 テーマ：知的財産権と租税法の交錯する若干の問題点について

知的財産分野だけが独立しているわけではなく、他の分野とも関わりがあり、特に今回は租税法との関連焦点を当てる。

問題の所在は、知的財産権分野に従事する者が租税に関して精通している者がなく、また反対に税法に詳しい者が知的財産権についても同様であるわけではない。

しかし、現在においてこうした異なる分野にまたがる問題はおきている。

具体例として・・・

1. 1999年 特定目的会社法 (SPC=スペシャル・パーパス・カンパニー)

2. 1999年投資法人法 →投資促進するための法律

が制定された。その理由としては

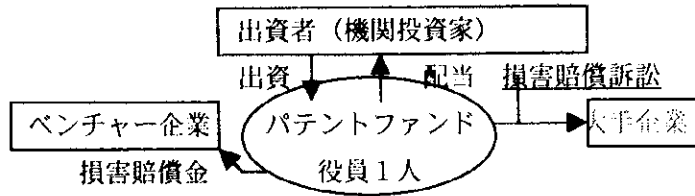
→約1400兆円の個人資産の70-80%は預貯金と保険即ち安全資産である。

リスクファンドへの投資は20%に過ぎない。殆どの資産が眠っている。

1999年に投資促進のために従来の営利法人と異なり、上記1、2を制定

法人であるので、法人税を支払う必要があるが、企業ですでに税がかかっているのに、二重課税となる。

特定目的会社の構造



特定目的会社は、特許権を侵害されベンチャー企業に変わって、侵害した企業に対して損害賠償訴訟をおこすことができるのみの特定の目的の為に設立された会社である。

ベンチャー企業は信託的に所有権をファンドへ移行

ファンドから出資者に対して 受益証券を発行

→損害賠償請求が成功した場合に、賠償金は、ファンドから出資者・ベンチャー企業へ

損害賠償を起こした際に、訴訟に勝利する必要があるので、ファンドは特許専門機構と技術専門機構の二本立てで、勝てるか否か事前に審査する。勝てるときに訴訟起こす。

→ファンドは大手企業に比べて資金基盤の脆弱なベンチャー企業の法的救済を行う。

現在、損害賠償をすべき、と判断された案件がかなりの数にのぼり、こうしたファンドに対する出資額も高い。

投資法人法によって設立された法人について

侵害された特許権があり、それに対して出資を求める特定目的会社の方法と違って、最初に小口の投資家（300万円で設立OK）による投資。

→投資法人がどのようなものに投資するか（株式、社債、特許権）を決定して、リターンが投資法人を通じて、投資家に還元される仕組みにある。

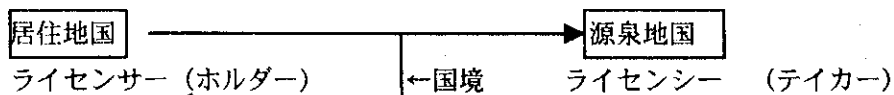
上記二つの法律の下に設立された会社はともに、トンネル機関である。

知的財産権を売る場合・・・1. 譲渡所得：特許そのものを売った場合は1/2が課税対象

2. ロイヤリティー：定期的に受け取る方。

（一般的に1の方が得である。）

→途上国と先進国において、IPに関して、租税のかけ方が違う。



先進国は、居住地国でロイヤリティーでの課税を、と考えている。

→OECDのモデル条約

途上国は、すべてを居住地国で課税することを不服とし、源泉国で課税すべきと、考える

→UNモデル

UNモデルでは、まず源泉地国で徴収する。徴収率は、双方の条約によって決定する。
→二重課税を避けるために、外国税額控除ということで、居住地国で10%差し引く。

50年代まで、日本は特許権をアメリカから多量に購入し多額の特許費を支払った。日本政府煮として10%の徴収ができるのは、極めて好都合である。日本はUNモデルをとっている。しかし、もし日本が技術大国ならば、UNモデルをやめるべき。

←途上国にとっては、UNモデルは有益（技術輸入には、UNモデルが適切であり、先進国との条約は、OECDモデルが有用）

王漢坡氏 テーマ：中国科学技術分野の現状について

1. 現在、中国科学技術分野において、重要なプロジェクト成果は、3000にのぼるが、知的財産権の関連の項目は非常に少ない。特に発明に関する項目が少ない。

（863計画・・・ハイテク技術計画である。）

- 国家レベルの科学技術プロジェクトは、知的財産権の潜在能力の引き出す事に関して、助成する必要がある。
- 知的財産権成果の帰属問題の解決を急ぐべき

背景として

1. 従来の計画経済の下では、知的財産権は形式的には国家に帰属し、事実上企業が所有する状況であった。その結果知的財産管理において、権利・責任の所在等が不明確であった。

よって、知的財産権管理に関していち早く新体制を構築する必要がある。

→そのために、『国家ハイテク技術研究発展計画知的財産権管理法』の発布

2. 知的財産権の帰属問題（法律による依拠）は多くの国家・地域で技術移転促進のために必要な重要事項である。

中国において計画経済の元では、科学技術の研究成果は、国家所有となる概念があったため、法律面での直接的に依拠するものはなかった。

1993年に国務院は『発明奨励条例』を改正したとき、第9条「発明は国家所有である」という条文を削除した。また2000年の『特許法』改定時には第6条「全民所有制の企業において特許権は、その企業に帰属する」を削除。

→これにより、知的財産権について国家管理部門にとって法律に依拠する方向性を与えた。

3. 科学技術計画項目に関する知的財産権の帰属の基本原則

- 1) 知的財産、当該分野の人材の重視
- 2) 公平・効率重視の原則

4. 知的財産権帰属の確定

諸外国の経験から「原則に例外を加える」法則を採択。

原則は、知的財産権は委託を受けた企業に帰属する。

例外は、国家の重大な利益或いは公共利益の需要に関するものについて。ただし、所有権は、行政主管部門が独占するのではなく、国家利益・公共利益の必要性に基づいて管理することである。

知的財産権のやりとりは、企業の自主的契約に委ね、行政部門の介入はない。

5. 知的財産権の管理について

1. 行政管理機関の管理職務について

- 1) 国際的な視野での特許関連の現状についての把握。政策・企画の面で改革が求められている。
- 2) 行政推广（要調べ）権
- 3) 行政介入権
- 4) 行政管理部門・委託企業は、仲介業務機構を通じて、適宜研究・開発の方向性を調整・確定する。

2. 委託企業は、得られた結果については十分な保護・管理および使用を与えられるべきである。研究結果については知的財産権を享有する権利がある。
3. 研究成果に対して、研究者および当該研究に関係寄与した人員に対して奨励・報酬を与える。正当な理由なきまま企業が研究者に対して報酬の支払いを拒否した場合は、当該研究者は民事訴訟をおこすことができる。
4. 委託企業が研究成果に知的財産権を得られたときは、個人も同等の条件を優先的に権利の享有することができる。

宋柳平氏

知的財産権－現代企業の生存と発展のキーポイント－華為有限株式会社の例について

- キーポイントは、自社の技術革新。
- 現行する3大ネットワークに従事している。デジタル、無線、移動通信
- ハイテクの特徴として、高等教育を受けたものが90%
- R&Dに従事しているのが大部分で、製造に従事する社員はごく一部
→典型的なハイテク企業である。
- 次世代総合互換システムの供給会社である。売上の10%を研究に割いており、知的財産権の管理も重視している。
- 知的財産権の管理は企業の重要なセクションである。
- 主要な内容は：特許開発、著作権、委託開発、ドメインネーム、科学情報利用、特許

権の申請、科学技術の成果の利用に関する管理

700余りの出願、うち70%は発明、特許獲得したものの90%以上を利用している。

- 科学技術の利用95%は、既存の特許出願されたものからヒントを得ることが出来る。したがって、外からの既存情報、自社の情報を踏まえての技術開発となる。ですから特許情報の検索システムは極めて重要である。
- 開発された特許に関しては、個人に報酬を出し、インセンティブを与えている。
- 現在の中国において、多くの企業で必要なのは、特許に関する意識・認識である。まだ意識が希薄である。知的財産権の研修を行う。特に研究開発に従事するスタッフについて。

○ 知的財産権の活用の仕方についての認識が大事

○ 総合的な保護手段をとる必要性

→総合的なトータル管理

まとめ

産品を創出するときはあらゆる段階で、知的財産権作用と重要性を認識することが出来る。明確な方向を示し、企業の発展を促進してきた。知的財産権を獲得し利益を享有して始めているばかりで、将来的には更なる進歩、経験の累積が国内知的財産権保護の環境に対して、更なる受益をもたらすことになると考える。

史敏 氏 テーマ：『中華人民共和国著作権法』の改定について

全人代で改正審議中の著作権法に対して 2000年11月提出

1990年7月国会通過し、翌年6月施行

主に、著作権の保護、著作権者の保護、期間、権利に対する制限、ライセンス契約、利益法的義務について決定

経済・政治・文化の発展が著作権法のあり方に変化をもたらすこととなった。

WTO 加盟を視野に入れての改定だが、まだ WTO 規定との間に差異があるが、WTO 基準を満たすことを約束。国内外の要請によって改正作業を急いでいる。

→審議中の草案に関して、主な改正点

著作権の権利内容：人格権・財産権を含む（10条）

————→ 発表権、表示権、修正権等

財産権の具体的な内容が提示されていない。具体的な法規定が必要 改正草案では国際ルールを参照して使用权・報酬請求権 放映権・複製権・公開権・撮影権・翻訳権等を定めるつもり。

○データベース等の著作物に関する規定。

編集著作物・・・他国の経験を踏まえて

編集著作物に関する法規定は不十分である。幾つかの資料・文献（本来書物とされないもの）を集めて、新たな独創性をもったものは保護の対象ではなかった。（14条）

→データベースについては、保護が不可欠である。

TRIPs 協定に従い、編纂作品を編集著作物に

作品の断片、作品とならないデータを集めて、編集し、内容が独創性のある著作物に編集したものは、編集著作物である。ただし原作者の権利を侵害してはならない。

→データベースも保護の対象

現行著作権 フェアユーズの12の例を列挙している。

著作権者の許可なしに、報酬もなく、その著作物を使用することが出来る。

→TRIPs 協定に矛盾するところもある。ので、TRIPs 協定、ベルヌ条約に従った形でのフェアユーズの例を制限する予定。

「フェアユーズは、著作物の正当の利用に影響することはできず、著作権者の利益を侵害することがあってはならない」この原則に従って、現行法の12例に対して修正を行った。報道においてニュース、TV、雑誌、ドキュメンタリーで発表したものを使用することもフェアユーズであるとしたが、報道の為に、すでに報道されたことを使用しないことは不可避であるので、放送の中で引用する場合は、経済・政治・文化についてのみに限定することとする。

マスコミ報道関連の著作権に関する改定

非営利的に、著作権者の許諾を必要としない。報酬支払いの義務はない。

フェアユーズとしての解釈である。

→ただし原則：これらの使用において著作者の報酬請求権利を侵害してはならない。

国際規定に従って、改正。

各国の情勢がそれぞれ異なり、中国には中国の事情があるので、更に検討する必要がある。

すでに放送・報道したものをを使用するときは、著作権者に許諾得る必要はないが、報酬を支払うべき。国务院条例で具体的内容が規定される。

著作権の権利行使については不明確であった。

他国において成功した事例を参考にして、新聞に転載された著作の報酬は請求することができるか？等々について

音楽録音著作物協会の機能・性質を決定し、具体的細則は国务院が決定する。

TRIPs 協定に従って、仮処分について司法当局は、有効的な仮処分をとる権限がある。

著作権侵害において、損害賠償額は、どのようにするか？司法実務で得られた経験に基づいて決定。

被害者の実損をもって計算する。実損が無理な場合は違法行為によって得られた金額をも

って計算する。ともに適応できないときは、法廷額 50 万人民元とする予定。

→著作権者保護のため

複製著作物・・・録音・録画・コピー・コンピューターソフトについて、明確の入手ルートについて明確に出来ない場合は、処罰の対象とすることはできない。

WIPO の 1996 年の条約に従って、改定しており、幾つかの条文を取り入れるつもり。

○特に放送権について。

○著作権者の技術的保護手段に関する規定。

○著作権管理に関する規定。

→公益のため

張耀明 処長 テーマ：『中華人民共和国特許法』の改定について

2000年8月に国会通過し、2001年7月1日施行。

1. 全民所有制（国有）機関の「所持権利」を取り消す

←従来の「特許法」においては国有機関が特許権の保持者であり、所有者でないと規定。

改定後：国有機関は特許の申請者又は特許権利者として非国有機関と同等の待遇を享受することが出来る。

2. 特許権の救済制度について

改定後、救済制度を更に整備する。

- 1) 特許権利者の許可がない限り、その特許製品に対して「販売許諾」を行う事が出来ない。
- 2) 特許権侵害紛争について、特許管理機関も処理できる という記述から 特許権を管理機関による調停・処理が出来る と規定を明確化
- 3) 特許権利者または当事者が訴訟前、侵害者の関連行為を差し止め、または財産の保護のために、裁判所に対して、指令を出すよう請求できるようになった。
- 4) 特許権の申請・発布が行われてから特許権の授与までの間、その特許を無断に利用し且つ使用料を支払わない場合の侵害紛争に関する訴訟事項を規定
- 5) 実用新案権の所有者がその権利を主張した場合、裁判所または特許を管理する機関が所有者に対して、特許局の検索情報の提出を求める事が出来る。
- 6) 特許権侵害の損害額についての算出方法を確定
- 7) 他人の特許権を自分のものと称し、かつ犯罪には至っていない行為に対する行政の処罰を規定

3. 関連手続きの簡略化

- 1) 外国において特許権を申請した場合に、申請者が当該国の審査資料を提出しなけ

ればならない から 国务院の特許行政機関の申請者に対して当該国の審査資料を求めることが出来る と改定

- 2) 特許権の取り消し手続きを削除し、無効手続のみとした
- 3) 特許再議委員会が行う実用新案権、意匠権に対する再議の判決、または無効判決の最終決定を取り消した
- 4) 特許権の無効を主張する当事者を第三者として訴訟に参加させる事を規定

4. 『特許権協力条約』に基づいて特許権の国際申請を行う

5. 政府機関の機構改革に従い、特許権に関する行政の法律執行体制を整備する。

董葆霖 副局長： 『中華人民共和國商標法』の改定案の紹介

1. 去年12月今年4月の常務委員会で2回審議→更なる修正を必要としている。
2. 現在全人代常務委員会で審議している修正案に関する解釈・理解（知的財産権法の一部である）を重点的に

→今回の発表はあくまでも経過であり結果ではない。

現行商標法の問題と修正の必要性：

原則的に問題はないが、近20年代の経済発展により、適応していない規定が顕在化

1.) 規定が原則（抽象的なものが多い）を超え、市場経済・法制経済に適していない
2.) 権利主体に関する制限が過度にある。経済主体からの解除要求が増加している。
3.) 施行当時の条件は、閉鎖的であり、現在においては国際条約スタンダードに添うものである必要がある。
4.) 競争の激化、検査と処罰について強化する必要がある。

改正の方針：

二つの法案を改正。全面的に改定がひとつ 11章 80条、暫定的法案がひとつ←審議中はこちら。とりあえず TRIPs 協定に添うようにするものとする。WTO 加盟がまじかに迫っている。

現行法は 8章43条うち30条を改定。 草案は8章56条。現行42条を削除 14条を増設。

主な問題として、商標権の主体について

自然人を主体とすることの増加。←国際ルールに従って。これまで自然人が権利の主体となることがなかった。主な対象は、養殖・農業・自由職業に関して

保護対象：

商標は 自然人、法人或いはその他の組織の商品と他人の商品を区別できるために可視的標識。文字、図形、アルファベット、数字、3D、色の組み合わせ。→ 改定点

現行法では、平面のみだったが

音・におい等については、規定なし

保護対象：集体表示、証明表示、地理表示、名称表示、官印表示（官印を事前に登録する）

原則は、以前として登録原則・申請主義（誠実信用の原則）

代理人が当事者の代わりに悪意によって先取り登録することに対して異議を申し立てすること、登録抹消を請求することができる。

その他、先利権に対して規定を設けた：氏名、肖像、著作権、外観設計に関して（既存権利についての定義は未定←実施例による）

ドメインネームについても未定

優先権の規定

商標権侵害行為の規定 に関する改正

登録商標が偽者であることを知りながらもその商品を販売することは違法である から登録商標の侵害となる商品を販売すること と改定

商標権侵害に対する処罰

侵害紛争の当事者による示談解決・裁判所に提訴する或いは工商管理機関に対し調停を求める。

工商管理機関が商標権侵害を認め、侵害行為を差し止め、商品を没収し・廃棄すること、罰金を課す事もできる。

当事者が不服の場合、裁判所に起訴することが出来る

不起訴・不履行の場合、強制執行の要請が出来る

工商機関は侵害行為を自発的調査・処理が出来る。

侵害の損害賠償

商標権侵害による利益額 + 合理的な費用

商標権侵害による損失額 + 合理的な費用

商標権侵害製品と知らずに販売した場合

利益又は損失が判明できない場合、人民裁判所は 50 万円を上限として賠償額を決定できる。

出処を証明できる場合、賠償責任はない

その他に、臨時禁止令・『行政判決の司法再議』・手続の整備・時効の規定・公務員に関する規定・刑法の内容

司法管理に関する内容

- 1) 行政裁判に対する司法の審査
- 2) 行政処罰及び行政訴訟
- 3) 行政処罰に対する行政訴訟
- 4) 裁判所における商標権侵害の審判
- 5) 偽造品の商標に対する審判
- 6) 執行補助

大原則：社会情勢の変化に適応するため。条件が整い、緊急のテーマ、確信ある問題に関して改正を行う。一度の改定ですべての問題が改定できないと考える。まだ熟慮していない問題がある。

中日技术创新与知识产权保护研讨会名单

序号	姓名	性别	职务	单 位	联 系 地 址	电 话	房 间 号	是否参加过 JICA培训
1	吴忠泽	男	副部长	科技部	北京复兴路乙15号			
2	朱传柏	男	副司长	科技部政策法规与体制改革司	北京复兴路乙15号	68515009		
3	王汉坡	男	处 长	科技部政策法规与体制改革司	北京复兴路乙15号	68512079		是
4	李永威	男	副处长	科技部政策法规与体制改革司	北京复兴路乙15号	68512583		是
5	孙永俭	男	副处长	科技部政策法规与体制改革司	北京复兴路乙15号	68512079		是
6	李 炜	男	副处长	科技部海峡中心	北京市三里河路54号	68534453		是
7				科技部知识产权事务中心	北京复兴路乙15号	68512167		
8	史 敏	女	司 长	国务院法制办教科文卫司		63094007		
9	张耀明	男	处 长	国务院法制办教科文卫司		63094007		
10	董葆霖	男	副局长	国家工商总局商标局		68032624		
11	王福珍	女	处 长	国家版权局国际业务处		65276930		
12	冉东亚	男		国家林业局科技司		84238715		
13	蒋志培	男	庭 长	最高人民法院民三庭		65299590		
	程永顺	男	副庭长	北京市高级人民法院		65290413		是
	马来客	男	副庭长	北京市第一中级人民法院知识		68632541		

	靳起	男	庭长	北京市第二中级人民法院知识		6769933		
	朱丹	男	助理审	上海市高院知识产权庭		021-62755087	508	
	杨建成	男	庭长	广州市中级人民法院知识产权	广州市仓边路 28 号	020-83210591	634	是
	北川善太郎	男	理事长	(财)日本比较法研究中心			603	
	村井正	男	教授	日本关西大学法学部			610	
	江口顺一	男	教授	日本帝冢山大学法政策研究科长			908	
	辰巳直彦	男	教授	日本甲南大学法学部教授			611	
	渡边久士	男	教授	日本名古屋大学			620	
	阿部浩二	男	名誉教	日本冈山大学			604	
	中嶋隆宣	男	专利代	日本青山专利事务所			609	
	村冈惠子	女	研究员	(财)日本比较法研究中心			909	
	山名美佳	女	研究员	(财)日本国际高等教育研究			1408	
	木下孝彦	男	主任研	(财)日本比较法研究中心			616	
	久保浩三	男		日本大阪府立专利情报中心			1402	
	伊藤纪代子	女	职员	日本 JICA 大阪中心职员			924	
	张 鳌	男	副主任	上海市科委	上海市人民大道 200	021-63119288	633	是
	任荣祥	男	副处长	上海市科委体制改革与法规处	上海市人民大道 200	021-63119293	634	
	王安木	男	处长	湖北省科技厅法规处	武汉水果湖南苑村 52	027-87881841		是

	程浩	男		湖北省科技厅法规处	武汉水果湖南苑村 52	027-87881841		
	吕华山	男	副处长	河南省科技政策法规体改处	河南省郑州市纬二路	0371-5956116	509	
	颜延	男	干部	江苏省科技厅	江苏省南京市北京东	025-3213360		
	云涛	男	处长	内蒙古自治区科技厅政策法规	呼和浩特市新城西街	0471-6966388		
	栾福森	男	处长	辽宁省科技厅政策体改处	沈阳市东陵区南塔街	024-24531500		
	赵敏	女	副处长	四川省科技厅政法处	四川省成都市学道街	028-6668923	534	
	由洁	女	副处长	新疆科技厅政策法规处	乌鲁木齐市北京南路	0991-3824401	534	
	林萍	女	副处长	广东省科技厅政策法规处	广州市先烈中路 100	020-87618526		是
	赖志萍	女	副处长	广东省广州市科委	广州市府前路市政府	020-83124722		是
	周宏	男	副处长	安徽省科技厅政策处	合肥市巢湖路 287 号	0551-2649661	501	
	蓝航玲	女	处长	广东省深圳市科技局	深圳上步中路 1001 号	0755-3699635		
	杨爱民	男	主任科	山东省青岛市科技局	青岛市香港中路 11 号	0532-5911342	508	
	徐四海	男	处长	浙江省杭州市科委	杭州市惠兴路 2 号	0571-87060795	509	是
	杨涛	男	助理研	山东省济南市科技局(专利管	济南市经二路 193 号	0531-2965614		是
	李顺德	男	副主任	中国社科院知识产权研究中心		66061078		
	陈美章	女	教授	北京大学知识产权研究中心				
	张平	女	副教授	北京大学知识产权学院		62756538		
	曲三强	男	副教授	北京大学法学院				
	赵莼善	女		清华大学科研处		62783646		
	刘春田	男	教授	中国人民大学		67251413		

	陈昌柏	男	教授	北京航空航天大学		82316569		
	陶鑫良	男	教授	上海大学知识产权学院	上海延长路 149 号	13901758481	605	
	朱雪忠	男	教授	华中科技大学知识产权系		027-87556444	501	
	宋柳平	男	经理	深圳市华为技术有限公司	深圳市科技园科发路	0755-6540195	635	
	张汉奇	男	副总工	海尔集团技术中心		0532-8938535	635	
	安田	男		日中投资促进机构				
	李治	女		日中投资促进机构				
	姜纪冰			北京北佳信息系统有限公司				
	赵静	女		三菱四通集成电路有限公司				
	李巍	男		北京万洋总研有限公司	北京市朝阳区广顺北	64793238		
	朱仲明	男	律师	众明律师事务所		67082565		是
	庞正中	男	律师	金诚律师事务所		65263518		
	张黎	女	律师	北京天科律师事务所				
	董永森	男	律师	北京政见永申律师事务所				是
	谢冠斌	男	律师	北京法航知识产权咨询中心		68256933		是
	蒋洪义	男	律师	中盛律师事务所		85262730		
	李毅多	男	律师	天元律师事务所				
	李文艳		律师	岳成律师事务所		64906677		

	方祥生	男	记 者	光明日报			
	孟彦	女	记 者	中国日报			
	朱鹰	女	记 者	北京青年报			
	袁铁成	男	记 者	中国青年报			
	加藤靖志	男	记 者	日本共同通信社			
	张耀	男	主 任	中国技术市场报法律部			
	于丽	女	记 者	中国企业报		68485798	
	李卫东						
	仇京春	女					
	渠涛						
	马燕	女					
	王德平						

What are the general criteria for the selection of candidates?

The general criteria for the selection of a candidate are:

- The field of study where a candidate is nominated must be related to or in line with his/her current official functions;
- The candidate's undergraduate course must meet the requirement of the program that he/she is applying for; and
- The academic performance of the candidate in his/her undergraduate course, especially in the core subjects relating to the program being applied for, shall be at least on the average level.

What are the procedures for availment of a scholarship grant?

The following are the general procedures and guidelines to be strictly followed:

- The nominee shall be endorsed by the head or deputized official of the agency/organization both government/private sector.
- The nomination of candidates from regional agencies shall be coursed through its central office.
- The documentary requirements for nominees coming from Luzon and Metro Manila areas, shall be submitted to the SCS Secretariat, 2nd Floor, NEDA Bldg., Amber Avenue, Pasig Metro Manila or NEDA Regional Office in Cebu in the case of Visayas and in Davao in the case of Mindanao nominees, before the deadline indicated in the SCS invitation to the agency. These may be sent either through regular mail or messengerial pouches.

- The date of personal interview is indicated in the SCS invitation letter. Nominees are required to confirm with the SCS or the Regional Screening Committee (RSC) the exact time two days prior to interview schedule.
- The nominee shall be informed immediately of the results on the same day of interview. Those who pass the SCS pre-selection process shall be required to accomplish and submit to the SCS the donor's nomination forms and other additional documentary requirements.
- Upon receipt of an Embassy Note Verbale on an acceptance or non-acceptance of a nominee to a scholarship grant, the nominating agency shall be officially informed by the SCS of its nominee/s acceptance upon the latter's receipt of notice from the donor's embassy. The accepted nominee shall then prepare his/her travel documents in coordination with the SCS Secretariat.

What are the obligations of the nominating agency and the scholarship awardees?

The nominating agency shall:

- provide the necessary travel documentations of the accepted nominee/s (i.e. issuance of foreign travel order, scholarship/service contract, etc.);
- provide financial entitlements and attendant benefits in accordance with the provisions under Executive Order No. 129, as amended by E.O. No. 367, (i.e. payment of awardee's salary for the duration of his/her training, clothing allowance, as necessary, and pre-travel expenses); and
- assist the SCS in ensuring scholar's compliance with return service obligations and submission of a post training report.

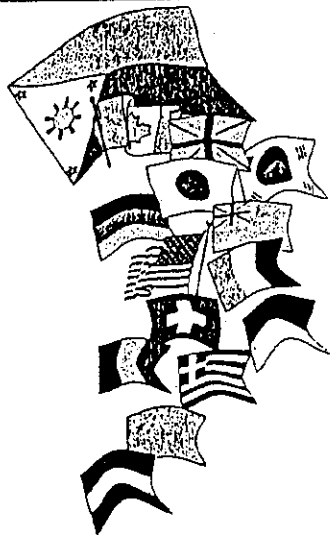
The awardee, on the other hand, shall sign and furnish the SCS Secretariat at NEDA a Scholarship/Training Service Contract prior to his/her departure which provide the following terms and conditions:

- observe proper behaviour befitting a Filipino representative abroad;
- return to his/her agency upon completion of the program;
- render the required number of months or years of return service to his/her agency corresponding to the duration of his/her training;
- submit a post training report to SCS-NEDA upon his/her return from training.

For further information, write or call

The National Economic and Development Authority
Scholarship Affairs Secretariat
2nd Floor, NEDA Building, Amber Avenue
Ortigas Center, Pasig City
Telephone Nos. 631-21-64; 631-21-65
and 631-09-45 to 68 loc. 116
E-mail: sasec@nedamis.neda.gov.ph

A Primer on the Foreign Scholarships and Training Program



SCHOLARSHIP AFFAIRS SECRETARIAT
NATIONAL ECONOMIC AND DEVELOPMENT AUTHORITY

What is the Foreign Scholarships/Training Program?

The Foreign Scholarships/Training Program (FSTP) is a component of the Official Development Assistance (ODA) extended to the Philippines by foreign donor countries, the objective of which is to enhance the capabilities of institutions in accordance with the national development thrusts and strategies.

The FSTP is planned and negotiated annually with the donors based on the identified training needs of agencies/institutions. It consists of degree and non-degree, academic and non-academic short-term courses.

How is the Program administered?

The program is administered through an inter-agency body which is the Special Committees on Scholarships (SCS). The SCS derives its mandate from Cabinet Resolution, dated June 6, 1956. The technical and operational arm of the SCS is the Scholarship Affairs Secretariat (SAS) of the NEDA National Development Office (NDO)

The composition of the SCS is as follows:

- National Economic and Development Authority (NEDA), as chairman
- Department of Foreign Affairs (DFA);
- Department of Education, Culture and Sports (DECS);
- Civil Service Commission (CSC); and
- University of the Philippines as the present representative of the academic community, as members.

The main functions of the SCS are:

- Coordination and administration of foreign scholarship and training/study programs under bilateral and multilateral agreements, various technical cooperation programs, including other special programs;
- Formulation of policies and procedures, concerning scholarships availment, scholars benefits and entitlements, return service obligations, application for extension of awards, etc.;
- Pre-selection and nomination of the Philippine Government official candidates for foreign funded scholarships and training/study grants.

What are the sectoral priorities of the Program?

The Program adopts the following sectoral priorities identified in the Medium Term Philippine Development Plan (MTPDP) in classifying scholarships and trainings:

- Macro Economic and Development Financing
- Agri-Industrial Development (*Agriculture, Agrarian Reform, Industry/Trade and Tourism & Development Diplomacy, Environment and Natural Resources, Science and Technology*)
- Human Development (*Health and Nutrition, Education, Social Welfare and Development and Housing*)
- Infrastructure (*Transportation, Communications, Energy and Power, Water Resources and Social Infrastructure*)
- Development Administration (*Local Government and Crime/Police Administration, Public Policy and Administration, International Relations, etc.*)

What kind of scholarship programs are offered under the FSTP?

These are regular and tailor-made programs which are classified into academic and non-academic courses.

The academic courses are long-term degree courses, the duration of which ranges from one year to three years. The non-academic courses, on the other hand are short-term specialized trainings usually ranging from 2 weeks to 7 months.

What are the existing scholarship programs and the respective donor countries under the FSTP?

Specific scholarship programs are classified into:

A. Colombo Plan

India and Singapore

B. Bilateral Program

Australia, Belgium, China, Federal Republic of Germany, Indonesia, Italy, Israel, India, Japan, Republic of Korea, Malaysia, New Zealand, Thailand, The Netherlands, Pakistan, Russia, Singapore, Spain, Sweden, Switzerland, and United States.

C. Special Programs

*United Nations Agencies
ASEAN/EC Scholarship Program
Japan Scholarship Fund for the ASEAN Youth (JSFAY) and other regional organizations.*

Who are the target beneficiaries of the Program?

The target beneficiaries of the Program are officials and employees of government agencies/institutions, private sector and accredited non-government organizations.

Who are qualified to avail of foreign scholarship grants?

All Filipino citizens employed in either the government or private sector institutions including those working with non government organizations may avail of foreign scholarship grants provided

1. The following basic requirements are met,
 - must not have any pending administrative or criminal charges;
 - must be physically and mentally fit to undergo training;
 - must have a permanent or regular status of appointment; except for project-related course;
 - must meet the educational requirements of the program;
 - must have at least two (2) years of working experience, the last year of which is with the nominating institution at the time of nomination;
 - must not have pending application for scholarships in another program or has completed the return service obligation from previous scholarship, if any.
2. The nominee passes the SCS pre-selection criteria;
3. The nominee meets specific donor country requirement.

SCHOLARSHIP SCREENING COMMITTEE ASSESSMENT SHEET

TITLE OF COURSE	BRIEF DESCRIPTION
DURATION	BASIC COURSE REQUIREMENTS
COUNTRY OF TRAINING / VENUE	A) AGE _____ B) EDUCATIONAL QUALIFICATION _____
PROGRAM / SPONSORING AGENCY	C) POSITION LEVEL _____ D) BACKGROUND EXPERIENCE _____
NO. OF SLOTS	AGENCIES INVITED

NAME	NOMINEE(S) PROFILE					DOCUMENTARY REVIEW (60 PTS.)			TOTAL SCORE (60 PTS.)	PERSONAL INTERVIEW (40 PTS.)						TOTAL SCORE (40 PTS.)	OVER-ALL SCORE (100 PTS.)	REMARKS
						Scholastic Record				RELEVANT WORK EXPERIENCE & TRAINING (20PTS.)	RELEVANCE TO PRESENT WORK ASSIGNMENT (10 PTS.)	KNOWLEDGE OF SUBJECT MATTER (10 PTS.)	COMMUNICATION SKILLS (10 PTS.)		ATTITUDE/ BEHAVIOR LOGIC, ETC. (5 PTS.)			
	RELEVANCE TO FIELD OF STUDY (20PTS.)	ACADEMIC PERFORMANCE IN BACHELORS PROGRAM (20PTS.)	AGAD. INST.	ORAL (5 PTS.)	WRITTEN (5 PTS.)													
						SEX	AGE	CURRENT POSITION					AGENCY/ REGION	(BACH/FLOR/ MASTERS) COURSE				

DESK OFFICER

CONSENSUS		
_____ NEDA	_____ DFA	_____ DECS
CSC	ACADEME	

NOTED BY : _____
Executive Officer

OVERALL CRITERIA FOR EVALUATION

- A. Scholastic Record 40 pts.
- B. Work Experience and Training 20 pts.
- C. Interview Score 40 pts.

<p>A. Scholastic Record (40 pts.)</p> <p>1. Relevance to the Field of Study (20 pts.)</p> <p>This refers to the relevance (or closeness) of the nominee(s) undergraduate course to the program he/she is applying to. The closer (or more related) the undergraduate course, the higher the points.</p> <p>This is based on the assumption that the possibility of finishing the program is increased if the program is close to (or related to) his graduate course.</p> <p>2. Academic Performance in Bachelor's Program (20 pts.)</p> <p>This refers to the nominee(s) performance during his undergraduate course. This is further broken down as follows:</p> <p>2.1. No. of Failures (10 pts.)</p> <p>Based on Transcript of Records, no failure earns the maximum of 10 pts. While 5 or more failing grades earns 0 pts.</p> <p>The grades to be considered should be those referring to the core subjects of the course. The table below may be useful:</p> <table border="1" data-bbox="174 1066 403 1268"> <thead> <tr> <th>Failures</th> <th>Points</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>5 or more</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	Failures	Points	0	10	1	8	2	6	3	4	4	2	5 or more	0	<p>2.2 Grades (10 pts.)</p> <p>Based on the Transcript of Records, the grades of the nominee(s) shall be evaluated as follows:</p> <table border="1" data-bbox="750 518 1064 694"> <thead> <tr> <th>Grade</th> <th>Points</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.00 - 1.75 (Excellent)</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>1.76 - 2.00 (Above Ave.)</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>2.01 - 2.50 (Average)</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>2.51 - 3.00 (Below Ave.)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3.01 down (Fair)</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>Points of (2.1) and (2.2) are added to get the total point score.</p> <p>B. Relevant Work Experience and Training (20 pts.)</p> <p>1. Number of years of relevant work experience (10 pts.)</p> <p>This refers to the number of years of relevant work experience of the nominee(s), especially with the nominating agency. Priority shall be given to those who have had relevant work experience for at least 5 years but have not undergone relative training. This is to gauge the nominee's sense of company loyalty and to approximate willingness to return after training to apply his/her acquired knowledge.</p> <ul style="list-style-type: none"> 5 years & above = 10 pts. 4 years = 8 pts. 3 years = 6 pts. 2 years = 4 pts. 1 year or less = 2 pts. <p>2. Nominees with relevant training shall get additional 10 points.</p>	Grade	Points	1.00 - 1.75 (Excellent)	10	1.76 - 2.00 (Above Ave.)	8	2.01 - 2.50 (Average)	6	2.51 - 3.00 (Below Ave.)	4	3.01 down (Fair)	2	<p>C. Interview Score (40 pts.)</p> <p>1. Relevance to Present Work Assignment (10 pts.)</p> <p>This refers to the relevance of the program to the nominee(s) present work assignment. Preference shall be given to those who will have immediate impact in their present assignments upon their return. This is in line with the program's objective to introduce new approaches through foreign training and scholarships in order to encourage development within the particular local fields.</p> <ul style="list-style-type: none"> Very relevant = 10 pts. Relevant = 8 pts. Slightly relevant = 6 pts. Not relevant = 0 pt. <p>2. Knowledge to the subject matter (10 pts.)</p> <p>3. Communication Skills (10 pts.)</p> <ul style="list-style-type: none"> Oral 5 pts. Written 5 pts. <p>4. Attitude/Behavior/logic/maturity of judgement/ability to project one's self (5 pts.)</p> <p>This refers to the overall attitude of the nominee, including his enthusiasm and determination as projected in his/her interview. It includes nominee's ability to articulate himself well, expressing confidence and mastery in his field that may merit him/her the scholarship or training abroad.</p> <p>5. Innovativeness Applied to Agency (5 pts.)</p> <p>This refers to the possible multiplier effect the nominee is capable of doing in transferring the knowledge he/she gained from the program. Potential benefits also refer to his/her ability to initiate changes and new programs to improve the quality or work in his given field. This is expected to be done after he/she comes back his/her training and will be commensurate to the amount of time spent abroad. Potential benefit may also be measured according to the degree of maturity and judgement the nominee exhibited during his/her interview.</p>
Failures	Points																											
0	10																											
1	8																											
2	6																											
3	4																											
4	2																											
5 or more	0																											
Grade	Points																											
1.00 - 1.75 (Excellent)	10																											
1.76 - 2.00 (Above Ave.)	8																											
2.01 - 2.50 (Average)	6																											
2.51 - 3.00 (Below Ave.)	4																											
3.01 down (Fair)	2																											

